

対中円借款開始決定の一考察

—1970年代日中経済関係の文脈—

林 載 桓

目次

第1章 問題と視覚	349
第2章 日中国交正常化と新しい対中貿易体制の整備	351
第1節 日中国交正常化と日中経済協会の設立	351
第2節 政府間貿易協定の締結	353
第3節 日中貿易「拡大・均衡」のジレンマ	355
第3章 通産省と財界の中国原油長期輸入構想	357
第1節 通産省の新エネルギー計画と中国の原油	357
第2節 財界と中国原油	358
第3節 中国原油引き取り体制の整備	361
(1) 「中国原油長期協定案」のまとめ	361
(2) 76年の「政変」と交渉の中止	363
第4章 中国近代化の始動と新文脈の日中経済関係	364
第1節 日中長期貿易取決めの締結	364
第2節 長期貿易取決めの「落とし穴」と中国近代化の急進展	368
(1) 決済問題の浮上と「政府支持」	368
(2) 中国の対外金融政策の転換と日本の対応	369
第3節 新文脈の日中経済関係と「国際協調」の論理	371
(1) 世界大の「中国フィーバー」	371
(2) 経済界の圧力と「国際協調」の論理	372
第5章 対中円借款供与決定	375
第1節 中国近代化の動きと対中資金協力体制の整備	375
(1) プラント契約実施保留の波紋	375
(2) 決済問題の決着から資金協力へ	376
第2節 対中政府援助への始動	378
(1) 中国の援助要請と大平訪中の浮上	378
(2) 要請案件	379
(3) 対中援助への外務省の基本姿勢	381
第3節 最終決定へ	383

(1) 通産省と外務省の攻防	383
(2) 最終決断	386
第6章 結論	387

第1章 問題と視覚

本稿は、79年12月日本政府が行った対中国円借款供与の決定を、国交正常化以後の日中経済関係の文脈に位置づけ、それに至る過程を跡付けることで、対中援助開始をもたらした要因を明らかにするとともに、当該政策決定の有する意味を再考しようとするものである。

1979年12月、日本の総理としては1972年以来初めて中国を訪問した大平正芳首相は、中国の近代化の努力に積極的に協力するとの意思を表明するとともに、その政策的表現として巨額の政府借款の供与を発表した。具体的には、「石臼所港建設計画」をはじめとする6つのプロジェクトを対象に、初年度分500億円を含む、中国側の見積もりでは総額15億ドルに達する資金協力を行なう、という内容であった。併せて、「日中友好のシンボル」として北京に近代的な病院を建設するための無償協力を行なうことも約束された。

この対中円借款供与の決定は、その公表前から国内外に非常な関心を集めていた。それはまず、西側陣営の政府として中国の近代化に対する初めての明確な意思表明であり、また、日本「単独」の「巨額」な借款供与であったことから、早い段階から欧米諸国やASEAN諸国、およびソ連等に様々な反応を起こしていた。通常、援助供与国と受入国との間の二国間の文脈に限定されがちな援助政策の決定に、しかも実際の政策過程が始まる前に、対外からこれほど強い関心が向けられていたという事実は、それ自体、対中援助開始のもつ意味や実際の政策決定過程への興味をそそるものである。さらに、この時期供与され始めた対中円借款が、両国を取り巻く政治的環境の激変にもかかわらず現在「なお」続いている理由を考える上でも、それが当初いかなる経緯によって始められたかを解明することは有意義であると思われる。

歴史研究において79年の対中円借款開始を本格的に扱ったものはまだ存在しないものの、日中関係および援助政策研究などの観点から、この決定についての一定の評価がすでになされている。例

えば、田中明彦は、当該決定を、日本が自らの利害得失を考慮して決断した積極的政治決定と位置づける。対中円借款は、いずれは行わねばならない「懸案」の処理ではなく、好ましい目的達成に向けて積極的に手段を選択した結果であり、その意味で、従来の「戦後処理型」の決定とは異なる。さらに、その背景には、単に中国の経済発展を希望するというだけではない、資金協力を通じて中国の体制安定を後押しするという「戦略的判断」が働いていたと田中は強調している¹⁾。

対中円借款の政治的意味に注目しているのは、中西寛においても同様である。中西によれば、この時期、中国は急速な近代化計画を実行させようとしたがその基盤はきわめて脆弱であり、その結果、日本の財界には中国への幻滅が生まれ始めていたという。そうした状況の中で、日中関係を安定させ、中国の近代化路線を支援することで中国の「西側志向」を強化する、という目的が円借款には盛り込まれているとの主張である²⁾。

さらに、YasutomoとOrrは、援助政策論の観点から、対中円借款の開始をいわゆる「戦略援助」の一例として捉える。すなわち、対中円借款の決定にみられる発想は、対外経済協力を西側強化の手段として用いることで広い意味での安全保障を確保するという「総合安全保障」の考え方にはならない。実際、対中援助開始が、ソ連の軍事的脅威が高まっていた時期に行なわれたということが、そこに含まれた「戦略的意味」を一層明確にしているという³⁾。

以上のように、従来の研究は、79年の対中円借款開始の主たる動機について、中国の「体制安定」や「西側志向の強化」、「対ソ包围網構築」といった、政治的、戦略的考慮を強調する見解を示している。

しかし本稿は、これらの見解を補完、そして部分的に修正しようと試みるものである。結論から述べるならば、79年の対中円借款の開始は、70年代、具体的には72年の国交正常化以後における日中間の経済的相互依存の深化の一帰結であり、その決定は、「政治・戦略的」意図よりも、既存の

経済関係をさらに緊密なものにするという目的に強く動機づけられていたということである。もとより、援助政策がその特質上、経済的要因と政治的要因が複雑に錯綜する政策領域であることを考えると、こうした結論は一見、当然のように思われるかもしれない。しかし実際に、こうした主張はこれまでほとんどなされてこなかったのである。その理由は、一つには、従来の議論が、政策決定の主要な契機を主に70年代後半の東西冷戦の再燃という国際的戦略環境の変化に見出しているため、これと並行して進行していた、いわゆる「改革・開放」路線に代表される中国近代化の急展開が日本の対中経済協力の態様にどのような変化をもたらしたかについて十分な注意を払っていないからである。もう一つに、既存の研究では、主に資料上の制約により、対中援助の実質的「内容」の作成に政策担当者が当初いかなる認識や意図を持って臨んでいたかが解明されず、そのため、公表された対中援助の「理念」や「目的」の分析に重点が置かれてきたからである。その結果、従来の議論は、対中借款開始の中核的な政策動機を見落としているのみならず、当該決定のもつ意味についても部分的な説明しか与えていないのである。

こうした問題点を克服すべく、本稿は、対中援助開始の決定を、国交正常化以後の日中経済関係の文脈で捉えなおし、それに至る過程を追うことで、当該決定の真の政策動機と意義を探ることしたい。ここで、分析の対象期間を対中援助が具体化する79年に限定せず、あえて72年の国交正常化の時期までやや長く設定した理由は二つある。一つには、対中援助開始を動機づけた日中経済の相互依存状況が、国交回復により転機を迎えた日中経済関係の変容の中で形成されてきたと考えるからである。そしてもう一つは、こうした視覚に立つことによって、対中円借款開始が、実は、対中経済協力に当たる「体制」の一大転換を告げる事柄であったことが明らかになるからである。そして、この点を明らかにすることで、70年代の日中経済関係を一貫した流れとして通観することができると考えられる。

では、70年代の日中経済関係の展開をどう捉えればいいのだろうか。ここでは、従来の日中関係史研究において、70年代の日中経済関係の特徴がどのように理解されてきたかを簡単に検討しながら、本稿の焦点を明確にしたい。従来の議論では、この時期の特徴として、まず民間の主導的役割を強調する。例えば、添谷芳秀は1960年代初頭以来のLT・覚書貿易との連続性に注目し、「少なくとも1970年代に関する限りにおいては、LT・覚書貿易の背後にある民間性の『遺産』が日中貿易関係の展開に重要な役割を果たしている」と主張する⁴⁾。また、李恩民は、70年代の日中貿易関係の新たな側面に注意しながらも、「(70年代における)日中経済関係運用の戦略は、基本的に民間レベル、なかでも経団連と日中経済協会を中心にになって構想するようになった」と論じている⁵⁾。一方で、少数でありながら、こうした議論とは正反対に、70年代の日中経済関係が主に政府の主導の下で行なわれてきたとの見解も存在する⁶⁾。このように、経済交流の推進主体をめぐって既存研究の見方が大きく分かれるのは、この時期政府と民間の果たした役割をやや固定的なものと捉えているためである。前時代の制度的遺産を強調しそうたり、政府間実務協定の枠組みを過度に重視したりするのが、その好例である。そこで本稿では、民間と政府のうち、どちらが優位に立ち、主導的に経済関係を運用してきたかを問うよりは、むしろその両者がその時々の課題にいかに協力し合い対応してきたか、そして日中経済関係の拡大に向けてどのような協力体制を築いていったかに、分析の焦点を当てることにする。

従来の議論にみられるもう一つの特徴は、70年代の日中経済関係の帰結を、ほぼ例外なく、78年2月締結された日中長期貿易取り決めに求めている点である。確かに、長期貿易取り決めが、70年代における日中経済関係の一つの節目に当たることは否定できない。しかし問題は、そうした時期区分によって、翌年の対中円借款開始の決定が70年代の文脈から切り離されてしまうところにある。その結果、対中援助開始が漠然と80年代の日中經

済関係の出発点として位置付けられたり⁹、あるいは、別の枠で取り扱われたりする傾向が生じる¹⁰。それは言い換えれば、長期取り決めの締結から対中円借款供与の公表までの期間が空白として残され、その間の関連性が突き止められていないからである。しかしこの期間は、本論でも示されるように、中国の近代化計画の急展開に伴い日中経済関係をめぐる国際環境が大きく変化することによって、対中経済協力のあり方が厳しく問われる時期に該当する。そこで本稿では、節目として長期貿易取り決めのもつ意味に注目しつつも、どちらかといえば、その後の新たな展開に分析の重点を置き、対中援助開始につながる文脈を明らかにしたい。

このような視点に基づき、本稿は課題として、1) 国交正常化以来、日本の対中経済協力はどのような形で行なわれてきたか、そしてそれがなぜ、79年になって政府借款という特定の形をとって政策的実現をみたのか、2) その背後にある日中経済の相互依存の特徴はいかなるものだったか、3) 最後に、政策形成に携わった関係者たちは、日中相互依存の現実について、当初どのような認識を持ち、またそれはいかなる形で政策の中に反映されていったか、という三つの問い合わせる。これらの問い合わせに解答を与えることで、79年の対中円借款開始をもたらした要因が明らかにされるとともに、その意義に新たな評価を加えることができると考える。

以上の作業を行うに当たって、本稿は、新聞雑誌等の公刊資料に加え、2001年より施行されている情報公開法に基づく開示請求によって蒐集した外務・経産両省の内部資料を利用する。この度外務・経産両省から開示を受けた政府文書は、その大半が初めて公開されたものであり、無期限極秘扱いの資料も含まれている。とりわけ、これら政府文書は、対中援助の真の政策動機の解明に有効な手がかりを提供しうると考えられる。

本稿は5章構成からなる。第2章では、72年の国交正常化から74年までの時期を中心に、70年代の日中経済関係のいわば「初期条件」がいかに形

成されたかを考察する。

第3章では、75年初めから76年までの時期を取り上げ、日中経済の相互依存性が形作られていく過程を検討する。焦点となるのは、1975年初め、通産省が資源安定確保の観点から打ち出した中国原油の長期輸入構想の実現に向けた中国との交渉、そして国内の体制作り過程である。

第4章では、77年から79年初めまでの時期を扱い、中国近代化の急進展という文脈の中で、日中経済関係が新たな展開を呈していく過程について検討する。ここではとくに中国への資金協力問題に、当初日本の経済界および政府がいかなる対応を示していたかを明らかにする。

第5章では、79年初めから同年12月の大平首相の訪中に至る時期を扱い、対中政府借款の供与が政治日程に上り、政策化されていく過程を分析する。実際の政策過程においては、とくに通産省と外務省の激しい対立が目立つ中、大平首相の政治決断によって妥協案が導出される。しかしその背後には、日中経済関係の現状に対する共通した認識が存在しており、対中援助の具体的な内容には、既存の経済関係をより緊密なものにするとの意図が明確かつ具体的に反映されていく。

第2章 日中国交正常化と新しい対中貿易体制の整備

第1節 日中国交正常化と日中経済協会の設立

国交正常化以前の段階で、とくに「ニクソン訪中発表」や「中国国連加盟」といった国際情勢の変化を直接的契機として、日本の財界が中国に傾斜していく過程については、すでにいくつかの研究で明らかになっている¹¹。しかしそれらの財界の動きは、主に国交正常化へ向けての環境整備を目的とした、やや政治的色彩の強いものであった。たとえば、1971年9月、財界の代表団としては初めて訪中を果たして注目を集めた関西財界代表団は、中国滞在中に、北京政府が中国を代表する唯一の合法政府であり、台湾は中国の一部であること、および国交正常化が経済交流拡大の前提条件であることを宣言し、訪中の政治的意義を明確に

している¹⁰⁾。また同年11月訪中した「東京経済人訪中団」も帰国報告において、できるだけ早期に国交正常化の条件を整えるよう努力すべきことを訴えている¹¹⁾。すなわち、この時点では、中国との間で、財界レベルで国交正常化「以後」をにらんだ論議はまだ行われていなかったのである。

しかし、同じ時期、国交回復後を視野に入れた動きとして、既存の対中貿易ルートの関係者と一部の財界人を中心に、「中国アジア貿易構造研究センター」(以下、研究センター)が設立されていたことは注目に値する。研究センターの設立を主導したのは、当時経団連副会長を務めていた稻山嘉寛新日鉄会長と国際貿易促進委員会(以下、国貿促)専務理事の田中修二郎であった¹²⁾。

研究センターはその顔ぶれから対中貿易の「古いメンバー」と「新規参入者」を網羅したとも言うべきものであった。もっとも、こうした動きに対しても「財界の無分別な対中貿易参与を助長する」との批判もあったが、設立に加わった財界人の中には、同センターがいずれ日本の財界を含む日中貿易の新しい窓口となることを期待する声も多かった¹³⁾。

日中経済交流の新しい窓口として研究センターに寄せられた期待は、国交正常化に先立つ1972年8月に派遣された稻山訪中団によって、具現化された。稻山訪中団は、当初前年11月の「東京経済人訪中団」に次ぐ「第二次財界訪中団」と呼ばれていたが、最初から国交回復後に照準を合わせ中国側と話し合うことを目的としていたという点で、主に日中打開を使命とした前者とは訪中の性格を異にするものであった。実際に、稻山訪中団は、中国国際貿易促進委員会との会談で、日中経済交流の基本構想を説明し、輸出入商品、貿易バランス、決済・支払い問題など主要項目について具体的な提案を行う一方で、日中貿易の将来に関する中国側の具体的な見解を確認する貴重な成果を収めた¹⁴⁾。

しかし一方でもう一つ注目すべき動きが財界の中で展開される。経団連と財界の指導部が進めていた「日中経済合同委員会」構想である。その構

想は、それまで日中問題に極めて慎重な態度をとり続けてきた経団連が、国交回復後の日中経済交流に関わる意向を明確にしたものとして注目を集めた¹⁵⁾。とりわけ、植村甲午郎経団連会長自身が積極的な支持を表明していたこと、また経団連がすでに同様の機能を持つ日ソ経済委員会、日豪経済委員を稼動させていたことも同構想に現実味を与えていた。

経団連を中心に財界が独自の構想を持って国交正常化後の経済交流に目を転じていた頃、日中貿易の「古いメンバー」たちも独自の動きを見せ始めた。そこで、彼らが自らの構想の受け皿として注目したのが通産省であった¹⁶⁾。

ところで、覚書貿易のグループが働きかける以前から、通産省も国交正常化後の日中貿易に本格的に関与するための態勢を整っていた。そこで、当時の中曾根康弘通産相が提案したのが、「日中経済センター」設立構想である。官民共同出資で、同センターを設立し、対中貿易の窓口を一本化しようとするものであった。しかし、この構想に対しては、既存の友好商社側から「窓口一本化は自由主義経済を踏みにじるようなもので、中国も望んでいない」との強い反対が起り、財界の一部からも「日中貿易の官僚統制」との懸念が表明された¹⁷⁾。

覚書貿易グループからの働きかけがあったのはまさにそのごろであった。通産省は、日中貿易の「古い」担い手と「新しい」参入者が並存する研究センターの存在に注目するようになった。新しい組織設立への通産省の意思を確認した覚書貿易グループは、財界のメンバーとともに、同センターを何らかの形で通産省の関与を担保する新しい組織へと発展させることを決定することになった¹⁸⁾。このような経緯を経て、1972年11月に設立されたのが、1970年代を通じて日中経済関係の進展に中心的な役割を果たしていく日中経済協会であった。

このように、日中経済協会の設立には、60年代初め以来、LT・覚書貿易に携わってきた人々が主導的な役割を演じていた。そのことは、この時

期における日中貿易関係の制度的変動に、復交以前の経済交流の「遺産」が様々な形で反映されていることを意味する。一つには、日中経済協力の理念上の遺産である。すなわち、日中経済協会は、日中経済交流の意義として、「日中関係の特殊性、相互互恵の精神、アジア的文脈」を掲げており、こうした目的意識は、60年代初め、松村謙三、高崎達之助等が先鞭をつけたLT・覚書貿易の背景にあった「使命感」と基本的に一致するものである²⁰⁾。次に、組織と実務の面で、日中経済協会は既存の貿易ルートのそれを受け継ぐことになる。LT・覚書貿易の組織は、73年12月31日をもって覚書貿易が正式に終了すると、日中経済協会へと吸収され、その貿易実務も日中経済協会に引き継がれることになったのである。

しかし、日中経済協会を成立させたのは、前時代の理念的・組織的遺産だけではない。日中経済協会がその初代役員陣に、経団連会長の植村甲午郎、日本商工会議所会頭の永野重雄、木川田一経済同友会代表幹事など、経済界の中核をほぼ網羅していることから明らかなように、日中経済協会が包括する経済界の外延は、既存の覚書貿易のそれよりはるかに広いものであった。とくに注目すべきは、国交正常化の時期、日中貿易の新しい担い手として登場し、現に協会の設立に一翼を担った財界であった。それ以後、同協会が、日中経済交流を推進するうえで、「わが国経済界共通の広場」たることを標榜しつつも²¹⁾、主に日中経済関係に対する財界の立場や構想を代弁し実行する性格を色濃く呈するのも、協会誕生の経緯からすると自然なものと思われる。そして、こうした財界との関連性こそ、以後の日中経済関係に新しい側面を与えていくことになる。

この点に関連して指摘しておきたいのは、日中経済協会と経団連との関係である。先行研究によると、70年代を通じて日中貿易に対する両者の姿勢が根本的に異なっているとされる。そしてその相違は、主として国交正常化以前の日中貿易における経験の違いに起因するという²²⁾。しかしうで述べたとおり、日中経済協会は構想の段階から

一部の財界人の積極的な支持を得ており、設立に際しては、日中貿易に対する財界の総意を代弁することを明らかにしていた。70年代半ば以降、とりわけ中国原油の長期輸入計画を中心に両者が緊密に協力し始め、さらに78年の長期貿易取り決めの時に、当協会が経団連の対中窓口機関と自称するに至ったのは、はじめから両者の結合を可能にする条件が協会に内在していたからに他ならない。

こうして、国交正常化の時期、新しい対中貿易体制をめぐって交錯していた様々な構想は、日中経済協会の設立という形に収斂していった。経団連の「日中経済合同委員会」設立構想でも、中曾根通産相の「日中経済センター」構想でもなく、覚書貿易グループを介し、通産省と財界が緩やかに共存する体制が出来上がったのである。

第2節 政府間貿易協定の締結

日中経済協会が設立され、民間における経済交流態勢が整っていく中、政府レベルにおいても国交正常化後の貿易問題に関する具体的な意見交換が始まった。その際、最大の課題は、日中共同声明の中に謳われていた、政府間貿易協定の締結であった。日中貿易を両国政府の正式な認定下で運用し、長期・安定的発展の軌道に乗せるための政府間貿易協定は、「日中貿易の最高の形態」としてその締結が早くから期待されていた²³⁾。

しかし当初、貿易協定の具体的な形態については、政府部内において明確な方針が決められていなかったわけではなかった。というのも、政府として中国側の抱いている日中貿易の具体像をまだつかんでいなかったからである。具体的にいえば、貿易協定の内容を、中国がいくつかの西欧諸国と結んでいるような「最惠国待遇」を提供しあう程度の一般協定にとどめるか、さらに進んで一定の期間に貿易品目や数量を明記する長期貿易協定の形にするか²⁴⁾、さらに、貿易協定が締結された後、既存の覚書貿易と友好貿易との関係はどうするかなどの問題は、中国側の意向を確かめたうえで内容を詰めていかねばならなかった²⁵⁾。

これらの問題について、政府間の話し合いが始

められたのは、11月下旬、政府事務レベルの訪中団が派遣されたときであった。その後、一連の協議を経て明らかになったのは、中国側が従来の中日貿易形態の急激な変更を望んでいないこと、したがって一気に政府間協定中心の貿易に変わることは当面考えにくいということであった。73年1月、現役閣僚としては国交回復以来初めて中国を訪問した中曾根通産相にも、中国側は同様の見解を表明した。寥承志中日協会会長は、「古い友人を忘れず、新しい友人を大切にする」という表現で、政府間協定が結ばれた後も、既存の貿易形態を維持するという方針を再確認した²⁶⁾。こうした中国の姿勢表明により、かねて政府主導での体制一本化を通じた日中貿易の拡大を狙っていた中曾根通産相の試みはほとんど成果を上げられなかつたが、この時の訪中が全く成果なしで終わったわけではなかった。

その成果の一つは、日本側の新しい貿易体制の整備に関連して、将来日本側の窓口となる「日中経済協会」が正式に中国側に紹介され、その性格と役割が中国側に「認知」されたことであった²⁷⁾。結果として、日中経済交流は日中経済協会を窓口として進めることで双方が一致し、政府協定ができればその下に当協会が実務を担当することで中国側の了解が得られた。

また、中曾根通産相の訪中によって、貿易協定締結のための日程も明らかになり、「遅くとも8月までに準備交渉を終えて本交渉に入る」とのメドが立てられた。実際には、73年8月、中国対外貿易省の使節団の来日の際、大筋のところで実質的な合意に達し、同年12月に仮調印を行い、74年1月、正式の調印にこぎつけた。日中共同声明でその実現がうたわれた実務協定の締結第一号であった。

協定の主な内容のうち、それ以後の貿易体制の問題と関連して重要と思われるものは、「日中間の貿易が平等互恵の原則に従って、また適正な国際市場価格を基礎として行われる」という規定である。これは、両国貿易の安定的発展を図るうえで、契約における「平等」の確保とともに、日中貿易

に不当な価格の格差が生じないようにするという「精神」が盛り込まれたものと考えられる。しかし、とくに日本側の観点からすると、そこには「精神規定」的なものを超える実質的意味が込められていた。すなわち、中国側の貿易主体が政府機構に一元化しているのに対し、日本のそれは、あくまで多数の民間企業であり、お互いに競争関係にある。したがって、場合によっては、その立場における力の差が生じかねない。復交以前の中日貿易の経験は、まさにそうした力の相違が正常な貿易関係の進展を妨げた一例である。そこで、国交が回復されたとはいえ、体制の相違が厳然と存在する状況の下、「向こうは国家機構であり、こちら側は一企業であっても、お互いに本当に平等互恵の原則でやるということは、日本側として非常に関心のあるところ」だったのである²⁸⁾。実際、70年代を通じて、通産省が常に中日貿易体制の一元化をはかり、それに呼応して日中経済協会も常にまとまった態勢を堅持したのは、両国の体制の違いを強く意識したうえ、そこから派生しうる問題を最小限にとどめようとする試みであったといえよう。

次に重要なポイントとしては、当時貿易協定の柱といわれた「混合委員会」に関する条項である。混合委員会とは、政府レベルの実務者の間で貿易協定の実施状況、ならびに貿易上のトラブルなどについて定期的に議論し、相互理解を深めることを目的とする協議機関であった。もちろん、混合委員会といっても、それは政府と民間との混合という意味ではなく、両方の政府の代表が混合委員会を構成することを意味した。しかし、少なくとも貿易協定の締結当初は、この混合委員会の役割について、その後の様子と少し違ったものが想定されていたようである。当時、貿易協定交渉に加わっていた通産省の担当者は、混合委員会の設置の意義についてついて次のように述べた。

「従来の覚書貿易は、いろいろ日中間の貿易についての議論をしながら、特定のものについて貿易の数量の取決めをやったりというような形

で行われてきたわけです。……（この）覚書貿易のやり方というものは、日中双方にとって大いに意義あるやり方だったと思います。そこで、これは政府がやることですので、政府間であまりきちんとした数量の取決めという形で、最終的な責任までを負う形の数量取決めということは、なかなかやりにくいわけですが、やはりお互いに主な取り引き品目について、毎年その翌年の、あるいはもっと先の方までお互いに取り引きできる数量といったようなことについての見通しも含めて、お互いに協議しあい、できるだけ長期的な見通しのうえに立って貿易を進めていくというやり方を取ろう、そういう思想がこの中に盛り込まれていると思います」²⁹⁾

つまり、当初混合委員会には、日中間の貿易上の問題を政府間で話し合い、解決していくこと以外に、数量の取決めを含んだ日中貿易の長期的展望を協議するとの役割が想定されていたのである。しかし、こうした意図とは違って、その後の日中経済関係の展開において、この混合委員会の果たした役割は非常に限定的なものであった。例えば、75年4月の第一回混合委員会では協議のほとんどが日本政府の繊維輸入規制をめぐる舌戦に終始し、また76年には開かれず、77年再開された委員会においても、当時日中貿易拡大の最大の懸案であった中国原油の長期輸入協定の問題は、主要議題か

ら排除されている。混合委員会のこうした役割の限定性は、79年12月、大平首相の訪中に際してその設置が合意された日中閣僚会議が、その後日中経済の様々な懸案を扱う実質的な協議の場となっていたことに比べると、一層明確になる。

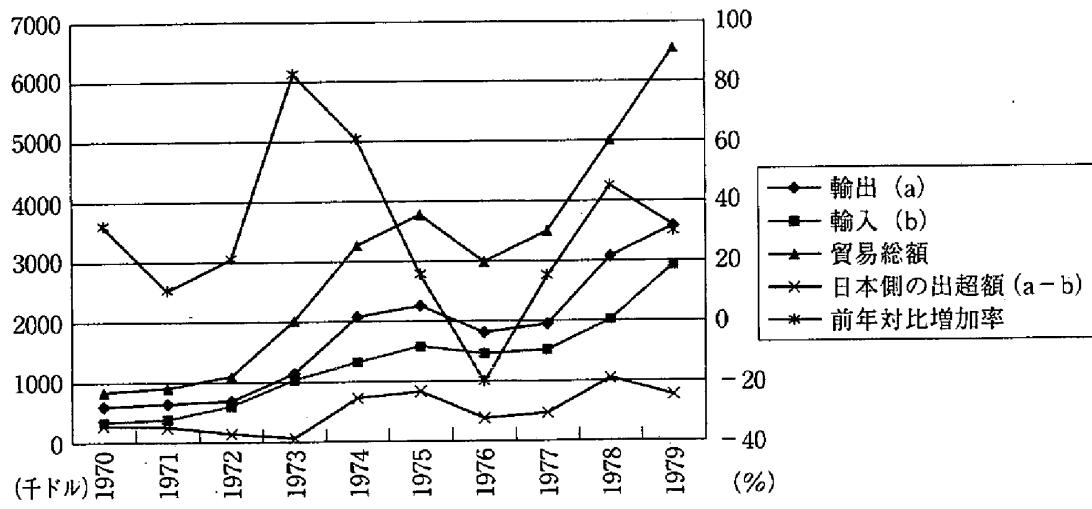
こうしてかつて周恩来首相により、「日中貿易の最高の形態」と称された政府間貿易協定が締結されたが、それによって日中間の貿易関係が政府主導の下に置かれたわけでも、次第にそうなったわけでもなかった。経済問題に関する中国との意見交換の窓口は日中経済協会であり、日中貿易の長期的な見通しの協議、ならびにその具体的な実行は、70年代末まで日中経済協会と通産省とがそのたび訪中団を構成して当たらせていくことになる。

第3節 日中貿易「拡大・均衡」のジレンマ

国交正常化以後、日中経済関係の新しい枠組みが形成されていく中、実際の日中貿易はどのような展開を示していたのか。

図1は、70年代の日中貿易の変化を示してある。ここで、国交回復後最初の3年間（73—75）の日中貿易の動向にみられるいくつかの特徴を指摘しておこう。まず第一の特徴は、貿易総額において、70—72年の停滞と対比をなす73年以後の急増傾向である。第二の特徴は、前年対比貿易伸び率の鈍化である。両国貿易総額の前年比増加率は、73年

図1 70年代の日中貿易の推移（1970—79）



[出典] 「通商白書」(各年版)

の83%から74年の61%へと早くから沈静化の傾向を示し始め、75年に至っては前年対比15%増加でほぼ平常化している。第三の特徴は、日本側出超の拡大とその常態化である。図1に明らかのように、日本側の出超は74年に大きく増加し、75年にもほぼ同様の出超が続いている。

つまり、国交回復を契機として貿易量が大幅に増大したとはいえ、この時期日中貿易は、その伸び率の鈍化及び日本側の巨額な出超が示すように、すでに構造的な縮小かつ不均衡の問題を顕在化させたのである。

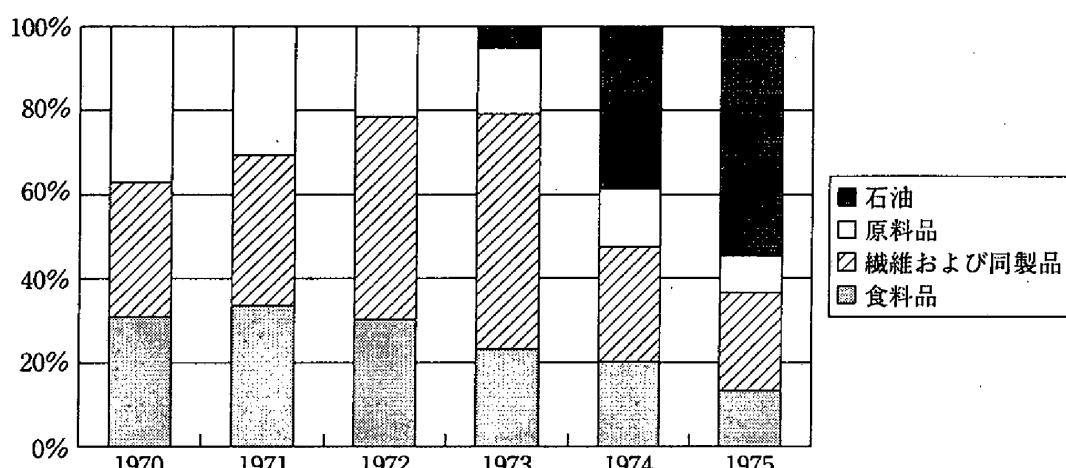
まず、73年における貿易の大幅な伸びは対中輸出と輸入が同時に上昇した結果であった。しかし、74年に入ると状況は一転して、対中輸出が倍増する一方、輸入は3割強の増加にとどまり、その結果、約8億円に達する日本側出超が生じてしまった。対中輸入の不振の主たる原因是、日本国内の深刻な不況のため、対中輸入を支えていた繊維製品の輸入が大幅に減少したことに求められる（図2参照）。しかし一方、74年の対中輸入で特筆すべきは、原油輸入の急増である（図2参照）。74年の原油輸入量は、対中輸入全体の31%を占め、原油は単品として最大の対中輸入商品に伸し上がった。このことは、これまで高い比重を占めていた生糸などの輸入が激減したことと連動して、日中貿易の構造自体が次第に原油依存型に移りつつあることを示していた³¹⁾。

一方、この期間、対中輸出の好調を主導したも

のは、72年末以来急増した中国向けのプラント輸出である。事実、プラント輸出の増大は、国交正常化以後の日中貿易の進展において、きわめて重要な意味を持つ。というのは、プラント輸出が、いくつかの点で通常の商品輸出とは違う意味を持つからである。自動車や繊維など、場合によっては相手国の市場に混乱を起こしうる商品輸出とは違って、プラント輸出は、相手国の望む工業設備を作り、相手国の要望によってこれを輸出するため、それ自体経済協力の効果を持つ点である。また、機械設備を動かすための技術移転が不可欠であり、その規模の大きさゆえに支払い面での配慮が必要になることから、技術および資金面における協力体制が整っていない限り、輸出においてその大幅な増大を期待できない点である。

国交回復前に実現したプラント輸出は、1963年8月、5年間の延払い認可された倉敷レーヨンのビニロン・プラントのただ一件であった。それ以後、「吉田書簡」などが障害となって完全に途絶えていたのが、国交正常化と相前後して、輸出入銀行の延払い信用の使用が再開されると、プラント輸出の成約とともに加速化した³²⁾。なかでも、74年6月調印された新日本製鉄による鉄鋼圧延一貫プラントの輸出は、いくつかの点で注目に値する。それはまず、輸出総額の面で日中貿易史上最大規模のプラント輸出であった。またこの契約は、初めての円建て延払いが実現されたものであり、その点で、「正常化」された日中経済関係

図2 日本の対中輸入主要商品構成比（1970—1975）



[出典] 大蔵省通関統計

の象徴ともいべきものであった³³⁾。

いずれにしても、74年の貿易状況は、対中輸入が輸出面での好調に及ばず、その結果、日本側の巨額な入超が現実のものになった。しかもその結果は、日本における産業構造の変動、および中国での食糧需要の増加に発する貿易構造の変化と密接に関連しており、その意味で、構造化・長期化の可能性を内包するものであった。74年末以降、日中貿易の不均衡が関係者の間で論議され始め、さらに不均衡是正の問題が日中貿易の最大の課題として浮上してきたのは、当時の諸般の経済状況から、74年の日中貿易の傾向が一過性のものでないとの認識が広がっていたからである。

こうして、国交正常化直後の「中国ブーム」は貿易不均衡の深刻化という構造的問題を露呈しつ早くも沈静化へ向かうことになる。ある程度の「均衡」を確保せずに、量的な「拡大」のみを目指していくのは、長期的な観点から両国の貿易関係に望ましくないし、ましてや計画経済体制の下で極めて限定的な貿易関係しか持たない中国を相手にしては可能でもない、という認識がこの時期、日本の対中貿易関係者が得た教訓であった。

問題は、日中貿易において「均衡」と「拡大」を両立させる方策をいかに探るかであった。それはつまるところ、中国側の輸出力をいかに高めるかの問題であり、またそのための「戦略商品」をいかに開発するかにあった。そこで、対中貿易関係者の関心が、この時期生産量を大幅に伸ばしていた中国の石油に向けられるようになったのは、自然の成り行きだったかもしれない。「石油こそが、日本と中国の経済交流を大きなものにしていく最大の決め手であること」が、「紛れもない事実になりつつあったのである³⁴⁾。

こうして、貿易不均衡の是正を当面の課題として、石油を中心に日中貿易の長期的枠組みを作っていくこうとする動きが、まずは民間から展開されることになったが、こうした動きに具体的な形が付与されたのは、折りしも中国の石油に注目していた通産省によってであった³⁵⁾。

第3章 通産省と財界の中国原油長期輸入構想

第1節 通産省の新エネルギー計画と中国の原油

73年10月に起こった第一次石油危機は、その後の日本外交に、石油を中心とする資源の安定供給の確保を中核的な課題として付け加えた。もっとも、石油政策における外交的努力の重要性はそれ以前から指摘されていたが、危機発生後は、多国間の国際協力や非OAPEC産油国との対話を含む、より積極的で多面的な外交努力が要求されるようになつた³⁶⁾。

こうした外交努力の現われとして注目すべきが、産油国との二国間協力を基盤とする政府間取決め（Government to Government, 以下GG）原油の輸入である。例えば、イラクとの間には円借款供与の見返りとして、74年から10年間にわたり9,000万トンの原油の供給が約束された。

事実、GG原油輸入の開始は、この時期、通産省の中で策定されていた新しいエネルギー政策を反映するものであった。後に「昭和50年代エネルギー安定化政策」と題する中間答申にまとめられる新エネルギー政策は、資源エネルギーの安定供給の確保を最優先政策課題として位置づけている。石油政策に関連しては、「特定地域に輸入が偏る危険を避けるため、輸入地域の多角化を図ることが極めて重要である」ことが指摘された。具体的には、経済協力等を通じて政府間取決めに基づく取引（GG）、および民間企業ベースでの直接取引き（DD）を積極的に進めることの重要性が謳われていた³⁷⁾。通産省が、その後GG交渉の新しい対象として中国の原油に注目していったのは、このようなエネルギー確保の新方針に沿うものであった。

1975年1月、通産省、資源エネルギー庁は、石油の長期安定供給を確保するという趣旨で、中国原油の輸入拡大に本格的に取り組む方針を明らかにした。具体的には、従来民間ベースで行われていた中国原油の輸入を、政府間協定に基づく政府ベースの取引に移行させようとする動きであった。そして、局長クラスの幹部職員を現地へ派遣、正

式に原油輸入の政府間長期協定に向けての話し合いに臨まさせることが公表された⁴³⁾。

ところで、この時期、政府間協定の締結による中国原油の輸入拡大が論議されていた背景には、中国における石油事情の大きな変化がある。中国における石油生産は、1950年代後半の探鉱活動が次第に実を結び、1960年代に入ると大慶油田が発見され、本格的な生産が始まった。70年代に入ると増産テンポはさらに速くなり、74年1月、訪中の大平外相に対し、周恩来首相は「73年の石油産出量は5千万トンに達した」と語った⁴⁶⁾。こうした生産量の増大は、中国側が新油田開発に力を注いできた結果であり、この時期になると、既存の大慶油田と勝利油田に加えて、天津市の南東部に位置する大港油田が新たに公開され注目を集めた⁴⁷⁾。

しかし、生産量の増大より重要なのは、このころ、中国政府が石油の対日輸出に積極的な姿勢を示し始めたことである。石油に関して中国は、従来から「内需優先」の原則を堅持しており、そのため、石油生産が増えても、国内の石油需要を抑制しない限り、輸出可能な量は最初から限定されていた。ところが、74年に入ると「内需優先」の原則が、次第に建前になっていく。その背後には、前章で述べたように、輸出不振によって外貨繰りが困難になったという事情がある。そこで、内需優先を建前として掲げつつも、実際には石油を外貨獲得の手段として有効に活用し経済建設に必要な機械設備、資材の購入を図ろうというのが現実的な施策として進められていた⁴⁸⁾。

一方で、通産省の構想は、当時民間ベースでの中国原油の輸入が置かれていた状況とも関連している。すでにみたように、74年に入って中国からの原油輸入は急激に増加、中国の原油は日中貿易を支える「戦略商品」として登場した。しかし一方では、73年末以来の深刻な不況により、日本の電力、鉄鋼業界などが石油使用量を大幅に削減し、その結果、石油業界が性状に比べ価格が割高な中国原油の引き取りに難色を示す状況が生じていた。結局、74年には、当初契約した490万トンのうち

90万トンの引取りが破棄され、最終的に400万トンだけが輸入される結果となった。そこで通産省では、こうした一時的な問題で中国からの原油輸入の道が閉ざされることを避けるためにも、政府が主体となる安定的な輸入体制を整える必要を認識したのである⁴⁹⁾。

以上のように、75年初め、通産省が中国原油の長期輸入計画を打ち出した背景には、外貨獲得のため中国がこの時期石油輸出に積極性を示し始めたのに対し、日本は、不況により大幅な輸入拡大が制約されていたという事情が存在する。しかし留意すべきは、中国原油に関する通産省の新方針は、両国の内情の変化に対する政策的対応というよりは、より包括的な資源確保戦略の一環として推進されていたという点である。そして、こうした資源の安定確保の論理こそ、70年代を通じて、対中経済協力に当たって通産省が掲げた第一の理念であった。

第2節 財界と中国原油

通産省が新たなエネルギー政策の下で、中国からの原油輸入に本格的に取り組む意思を表明したころ、財界でも資源確保のための民間外交活動を積極的に推進していくとする動きが高まっていた。その際、財界の資源外交の「目玉」とされていたのが、中国からの原油輸入の拡大であった⁵⁰⁾。

中国原油の輸入拡大に財界の関心が向けられるようになったのは、60年代後半から財界が意欲的に進めてきたシベリアのチュメニ油田開発計画が、74年末になって半ば挫折の状態に陥ったことを直接の契機とする。1966年第1回の日ソ経済合同委員会においてソ連より提案されたチュメニ油田開発計画は、それ以後、原油の供給量や輸送方法などについてソ連側の提案が次々に変更され、その内容が具体的に詰められず難航を重ねていた⁵¹⁾。

そうした中、74年3月訪ソした日ソ経済委代表委員団に対し、ソ連のコスイギン首相より、輸送の一部をパイプ・ラインによらず、鉄道輸送にしたいとの提案がなされた。この提案は、輸送方法、および借款の規模というプロジェクトの根本に関

係する新提案であったため、交渉に当たる日本側関係者を大いに困惑させた。同年10月、第六回日ソ経済合同委員会で明確な態度の表明を迫るソ連側に対し、チュメニ油田計画の責任者の今里広記日ソ経済委石油委員長は「ソ連の新提案では、難しい問題が多すぎる」と述べ、明白に同計画の棚上げの姿勢を示した⁵²⁾。結局、この時点で、チュメニ開発計画は、ソ連側から方針の変更が明示されない限り、進展が望めない状況になった。

この時期、チュメニ油田開発計画に対し日本側が慎重な姿勢に転じたのは、ソ連側の新提案に含まれた新鉄道建設への協力がいくつかの点で困難との判断によるものであった。一つには、日本の協力だけで鉄道の建設が間に合えるかどうかについての疑問があった。同時に、鉄道建設への「単独参加」が、中国を刺激する恐れがあるという外交上の懸念も存在していた⁵³⁾。

しかし本稿の観点からより重要なのは、チュメニ油田開発に対する財界の態度の変化に、中国の石油状況の好転が大きく影響したことである⁵⁴⁾。すなわち、中国原油の急激な増産実績と規模拡大に関する情報が伝えられることによって、財界の中に、「たとえソ連からの原油輸入が困難になっても、中国原油をもってそれに代えればいい」という発想が生まれたのである⁵⁵⁾。

こうして、チュメニ油田開発計画が凍結状態になったことを機に、財界は中国原油の輸入拡大に本格的に取り組むことになった。日ソ経済委員会から帰国した今里委員長が、「中国は日本に距離的に近いし、有望な原油供給先になってきたといえる」と早くもチュメニから中国への乗り換えを示唆したのは、こうした財界の姿勢変化を物語るものであった⁵⁶⁾。

さて、1975年の初めから、通産省と日中経済協会は中国原油の長期輸入案の具体化に本格的な動きを示し始めた。その際、まず確認しておかねばならなかったのは、原油の長期輸出に対する中国側の意思であった。そこで、75年1月、協会代表団を率いて訪中の稻山会長は、日中貿易の拡大均衡を図る立場から、その「目玉商品」となるべ

き石油の輸入を長期的かつ安定した軌道に乗せることを提案した。それに対し、中国側の李先念副首相は、原油の対日長期輸出に強い関心を示すとともに、必要であれば、石油開発のための技術協力も受け入れる用意があると述べ、日本側の提案に積極的に応じる姿勢を示した⁵⁸⁾。

また同じ時期、通産省・資源エネルギー庁も、中国石油事情の視察とともに、原油長期輸入案に対する中国側の意向を打診するため、政府代表団を派遣した。中国側との話し合いの結果、中国原油の対日供給拡大を図るには長期的・計画的・安定的に進められなければならないこと、および長期的取引が日中双方の共通の利益に合致することで意見の一一致を見た⁵⁹⁾。こうして、石油の対日輸出に対する中国側の積極的な意志が確認されることで、中国原油の長期輸入計画の実現への第一歩が踏み出されることになった。

75年4月、通産省・資源エネルギー庁は、官民合同の中国原油輸入懇談会を発足させ、中国GG原油受け入れのコンセンサスづくりに乗り出した。中国原油の引き取り体制、性状問題、インドネシア原油とのつりあいなど差し迫った問題について意見交換を行うというのが主な意図であった。懇談会のメンバーには、石油連盟会長、民族系、外資系の有力各社トップ、そして需要業界の代表として日中経済協会の稻山会長が含まれていた。

しかし、通産省主導の受け入れ体制作りは早くも困難に直面することになった。石油業界から、中国原油の輸入拡大に慎重な検討を求める声が上がったからである。8月1日開かれた第2回懇談会に出された専門委員会の報告では、中国原油の長期、大量輸入に伴う国内需要との関係および技術、経済性問題を総合的に検討する場合、「中国原油を大幅に増やすことは理論的には可能だが、現実には不安が残り、現在の段階で長期の輸入見通しをつけることは困難」との見解が提示された⁶⁰⁾。

懇談会専門委の報告が、長期大量輸入体制における最大の問題点として指摘したのは、中国原油の性状上の特質による精製コストの問題であった。

当時日本が輸入する中国原油の全量をなしていた大慶原油は、硫黄分が少ない反面、パラフィン分の高い重質油という特色を持っていた。だが日本の精製設備は、それまでの軽質の中東原油を前提に設計されていたため、中国原油を大量に輸入する場合、新たな分解設備を導入しなければならず、それはかなりのコスト負担を既存業界にもたらすとの指摘であった。その上、日本における石油製品の需要が、高度経済成長の終焉とともに、軽質化の傾向をたどり始めた状況の下では、中国原油を石油供給構造の中で大きく位置づけることは難しいという点も指摘された⁶²⁾。

つまり、この問題は、またしても日本の総合的なエネルギー戦略の中で「中国原油」をいかに位置づけるかに関わるものであった。問題の焦点は、これまで中近東の軽質油を軸に形成されてきた日本の石油需要構造を、どのようなステップで重質油向けに転換するかにあり、その点は、石油輸入先の多角化とは別の意味で、日本の石油需要の方向性までを視野に入れたもう一つの政策的課題を政府側に突きつけていた。

ところで、石油業界からの不満は、中国原油の処理に関連する経済的な側面のみならず、その長期輸入案を推進する体制そのものにも向けられていた。それは、とくに外資系の石油会社を中心とする通産省に対する不満と、需要業界を代表する形で参加していた日中経済協会への不満であった。とくに後者については、懇談会の発足時からその代表性に疑問を提示する向きが存在していた⁶³⁾。

いずれにしても、こうした過程から明らかになったのは、通産省と日中経済協会のイニシアチブだけでは、経済性の面で弱みを持つ中国原油の受け入れ体制作りが困難であるということであった。そこで、中国原油の長期輸入計画に改めて積極的姿勢を示し、国内の受け入れ体制の強化に協力してきたのが、経団連、なかでも土光敏夫会長であった。

75年10月16日、土光経団連会長は、経団連代表団の団長として前年5月就任以来はじめての外遊先として中国を訪問した。訪中の日程が明らかに

なった9月半ば、すでに訪中の主要テーマの一つとして中国原油の輸入問題を取り上げることを表明した土光会長は、中国対外貿易省の首脳との会談において、「中国の原油はろう分が多いなど中近東の原油とは品質が違う。このため日本で脱ろう分設備などを整えるのに時間がかかる」と受け入れ上の問題を指摘したうえで、「日本は今後、石油の需要が増加する分を中国から買いたいと考えている」と述べ、中国原油輸入への強い姿勢を表明した⁶⁴⁾。

もっとも、この経団連訪中団の意味を、中国原油輸入への姿勢表明だけに限定することはできない。そもそも中国がこの時期経団連の訪中を申し入れたのは、経済的側面から言えば、翌76年から始まる新しい5カ年計画を策定するに当たって、日本経済の動向、ならびに日中貿易の見通しについて財界首脳の考え方を聞くためであった。実際、土光会長や稻山会長をはじめ財界首脳との会談において、李先念副首相は、「両国は互いにほしいものを持っている。中国としては新しい5カ年計画と合わせて中日経済関係を発展させていきたい」と述べた後、「(その拡大を) 石油だけに頼っていては日中貿易は発展できない」と語り、日中貿易が過度に原油依存構造に偏っていくことへ懸念を示した⁶⁵⁾。ただ、こうした発言を中国が原油の対日輸出に消極的姿勢に転じた根拠とみなすことはできない。同じ席上で、李専念副首相から、「中国としては繊維製品など伝統的商品の対日輸出を増やしていきたい」という注文がなされたことを考えると、その発言は、当時日本政府が絹織物の輸入抑制措置に踏み切ることによって、中国繊維製品の対日輸出が大幅な縮小の危機におかれていしたことへの不満が表出されたものと推測される⁶⁶⁾。むしろ、それらの発言は、日本側の関係者にとって、日中貿易の不均衡是正、ひいて日中貿易の多角化への要請と解釈された⁶⁷⁾。

こうして、経団連が訪中を通じて中国原油輸入へ熱意を示したのは、石油業界の抵抗から膠着していた受け入れ体制作りが再び活発化する契機となつた。とりわけ、決定的な意味をもつたのは、

訪中の際、土光会長が中国原油の長期輸入問題を稻山に「一任したい」と明言したことである⁶⁸⁾。ここに、対中経済協力の推進にあたり、後の長期貿易取決めの締結まで続く土光と稻山の堅固な「協力体制」が成立することになるが、稻山はこの点について、帰国後の座談会で次のような見解を表明した。

「中国との貿易については、政府も民間も全部やはり考え方を一つにすることが望ましいし、そこが日中貿易についても一番大事なところだと思う。そういう意味合いから、日中経済協会という中国だけの問題を取り扱うものと、それから経済団体として、経済界全体の問題を取り扱う組織とを考えてみると、やはり経済界全体の統一という意味から、経団連が中心になってやるべきだと思う。そこで中国の問題を取り扱う日中経済協会は、その経団連の中の、しかも一つの外部団体というような考え方で運用していくのが一番うまくいく方法じゃないかと、かねがね考えていたわけである。……（土光会長の訪中は）日中経済協会の発展のためにも非常に意義のあることである」⁶⁹⁾

そもそも、経団連訪中に先立って、稻山は中国原油輸入の一方の交渉窓口であった国際石油株式会社の社長に就任し、輸入体制を「一つにする」作業に着手していた。当時2つの窓口になっていた中国原油の輸入ルートを一本化することによって、中国との交渉をより効率的に進めようとするのがそのねらいであった。だが同時に、そこには国内の受け入れ体制整備を本格化させようとする意図が働いており、その点で、土光会長の「一任」発言はまさに「時宜を得たもの」に他ならなかった。

第3節 中国原油引き取り体制の整備

(1) 「中国原油長期協定案」のまとめ

このように、日中経済協会が経団連の協力を取り付け、国内の受け入れ体制作りが再び動き始めたことを受け、通産省も中国原油の長期輸入協定

の実現に拍車をかけていった。そこで、通産相の河本敏夫が具体的な動きに出た。河本通産相は、11月中旬北京で開かれる日本工業・技術展覧会に出席する予定を発表するとともに、その際、中国側の首脳と会談、中国原油の輸入問題を中心とする日中貿易の懸案について意見交換を行う旨を明らかにした。

11月15日、まず李強対外貿易相と会談した河本通産相は、中国原油の輸入問題について日本側が抱えているいくつかの問題を説明して中国側の理解と協力を求めた。その問題点としては、将来の石油需給構造が予測しにくい点、従来の受け入れ体制では中国原油輸入の飛躍的な増大は難しい点、受け入れ体制の強化のための新設備を導入する場合、それによって発生するコスト増など、先の懇談会で指摘された問題点が中国側に具体的に伝えられた。そして、李強貿易相から、「石油の問題はお互いに得をしたという形で解決していきたい」との前向きの姿勢を確認した河本通産相は、会談後の記者会見において、遅くとも翌76年の春までは具体的な輸入数量のメドをつけ、実務レベルでの話し合いを始めたいとの意向を示した⁷⁰⁾。

翌日の河本・李先念会談では、李先念副首相から、より具体的な形で、1) 原油輸出の長期契約を早期に結びたい、2) その際、数量にはこだわらない、3) 価格問題は双方の話し合いで解決できる、との考えが示され、早期締結の基本方向で合意がなされた。とくに数量や価格の面で中国が弾力的姿勢を示したことに対し、河本は「中国側が日中原油取引上の問題点を明確に理解している証拠」であると述べ、長期協定の早期締結に強い自信を見せた⁷¹⁾。

このように、長期協定に対する中国側の立場を具体的に確認したのは、河本訪中の大きな成果であった。とりわけ、中国原油の引き取り量の拡大に最大の障害になっていた価格問題で中国が調整の可能性を示唆したのは、大量の引き取りに難色を示していた石油精製業界や電力業界を説得できる材料を確保したことであった。そこで、「長期協定の具体化が目前に迫っている」と判断した河

本通産相は、国内の中国原油受け入れ体制の整備を急ぐとともに、石油業界と協議を行い具体的な輸入計画を早急に作るよう事務当局に指示した⁷³⁾。

76年1月の初め、通産省から中国原油長期協定の素案が石油業界に提示された。その骨子は、1) 協定期間を5カ年とし、2) 輸入量は初年度1千万トン、翌年度以降はできるだけ積みあげて、最終の第5年度に1,500万トンプラス・アルファとする、3) 日本側の契約当事者は通産大臣とする、というものであった。そして、同月訪中予定の日中経済協会代表団が協定試案を中国側に提示し、その締結に向けての交渉に入ることが発表された。

しかしこの試案に、石油・電力業界など需要関連業界が一斉に反発した。と同時に、外資系の中国原油輸入窓口の日本中国石油輸入協議会が輸入協定数量の削減を求める見解をまとめるなど、慎重な対中交渉を求める動きに出た。日本中国石油輸入協議会が通産省側に提出した見解の骨子は、1) 現在の諸条件から推測して今後5年間の日本の中国原油輸入量は年間1千万トンは無理であり860万トン（約1千万キロリトル）の水準確保を努力目標とするのが妥当で、これにも相当の努力を要する、2) これ以上に輸入量を増やすためには、価格是正、重質油分解装置の大幅導入による中東原油との代替が必要である、というものであった⁷⁴⁾。当時、日本側の石油需要の減退により76年度の中国原油輸入見込みが前年の810万トンから600万トン程度に大幅減少する可能性が濃厚になっており、そうした状況の下で、石油需要業界からは「現状では中国原油輸入の長期協定は時期尚早である」との見解がすでに明確に表明されていた⁷⁵⁾。日本中国石油協議会の見解申し入れは、こうした石油需要業界の態度を正式に表明したものであった。

なお、この見解には、当時稻山の主導下で進められていた輸入体制の一本化に対する立場も明示的に表明されていた。すなわち、「輸入協定を政府間協定とすることに異論はないが、輸入窓口（取引当事者）を日中経済協会などに変える考え

などがあるとすれば反対」であり、「中国側も既存体制の維持を望んでいる」との主張であった。この問題については、日本国際貿易促進協会の藤山愛一郎会長も、「早急な数量取り決め、およびその後の輸入体制の問題は日中貿易全般にかかわる問題であり、これまでの中国原油の民間取引の慣行を考慮、政府間協定締結を急ぐべきではない」との見解を披露した⁷⁶⁾。

しかし、その直後、通産省がまとめた長期協定案は、初年度、中間年度の輸入数量は別途中国側に提案する、また5年後のプラスアルファ分は日本側の需給、重質油分解装置の設置状況を考慮して決める、という具合に多少流動的な内容になっていたものの、長期協定の早速な実現を目指すという基本姿勢には変化が見られなかった。さらに、この協定案に関連して、稻山は「日本側の取引当事者としては、現在ある国際石油および日本中国石油協議会が発展的に新しいものをつくり、“新協議会”を結成するのが望ましい」と中国原油輸入の窓口一般化を正式に提案した⁷⁷⁾。結局、これ以上議論は進まず、この通産省案をもって、日中経済協会代表団の訪中時に、中国側との交渉に入ることとなった。

このように、この時点で中国原油の輸入拡大に関連するいくつかの問題点が解決されたわけでも、また解決の見通しが立ったわけでもないことは明らかである。それどころか、長期協定が締結された場合、石油の輸入窓口をどうするかをめぐっては、その一本化を目指す稻山の提案に対し、既存の引き取りルートから露骨な不満が表出される事態まで発生していた。

しかしこうした著しい困難にもかかわらず、長期輸入協定についての政府案が一応まとめられるようになった背景とは、何よりも、76年から始まる中国の第5次5カ年計画が重要な契機となっている。つまり、新しい5カ年計画をスタートさせ経済建設を推進しようとしている中国にとって、各種の資材を購入するための外貨獲得手段として原油輸出を増やすことは重要な意味を持っている⁷⁸⁾。そこで、中国側は、75年の後半から、日本

からの鉄鋼、プラントの輸入と、原油輸出とを絡める「バーター方式」の取引を提案してきたわけであった。その結果、日本の対中輸出関連業界、日中貿易推進派などの間に中国原油長期協定の早期締結を求める機運が急速に高まり、プラントや鉄鋼の輸出量を左右する原油の引き取り量の確定に強力な圧力が行使されたのである。もちろん、こうした動きの先頭に立っていたのが稻山会長であったことはいうまでもないであろう。

他方、通産省も、原油輸出とプラント・鋼材輸入をリンクさせようとする中国側の提案に、政策的対応を急いだ。1月の官民合同訪中団派遣を前に、プラント類などの延払い金利の引き下げを検討していることを明らかにしたのはその表われである⁷⁹⁾。もちろんそこには、延払い金利引下げに対する中国側の要求と、プラント・貿易業界の圧力が直接に作用したと思われる。だが同時に、通産省が中国向け延払い金利の優遇に乗り出す姿勢を示した背後には、とりわけ75年半ば以降、プラント輸出が日本の輸出構造の中核として浮上してきたという事情があったことも見逃せない。76年1月、稻山会長が同席した座談会で、河本通産相はプラント輸出の重要性を次のように語っている。

「(景気対策を) 財政にだけ頼って放つといたんではいけませんので、今やろうとしているのが第一に貿易を思い切って伸ばすということです。それも商品貿易を無理やりに伸ばそうとするとトラブルが起こるので、プラント輸出を伸ばそうということで今度、予算を思い切ってつけたわけです。……要するに貿易、とくにプラント輸出を財政以上の大きな柱にしたいということです」⁸⁰⁾

ここで「予算」というのは、プラント輸出のための輸銀資金の資金量を指すものであり、実際、76年度の予算では総額3,790億円の輸銀資金がプラント輸出に充てられていた⁸¹⁾。こうした状況で、中国からの大口のプラント商談が急増していることに通産省がすばやく対応に出たのは当然のこと

であった。

このように、「中国原油輸入協定」の締結に向けた体制作りの過程には、通産省の石油輸入先の分散政策、中国の経済建設のための外貨獲得の必要、深刻な不況の中でプラントや鋼材の対中輸出拡大にかける輸出業界と通産省の期待など、様々な思惑が複雑に絡んでおり、その総体は、石油業界や一部の貿易業界からの異議の声を圧倒してあまるものであったといえよう。

(2) 76年の「政変」と交渉の中止

76年1月18日、稻山を団長とする日中經濟協会の代表団が、原油長期協定の日本側案を携え訪中した。日中經濟協会の訪中団と中国側との懇談はすでに定期的な性質のものになっていたが、今回は、具体的な交渉案件を抱えているという点で、当初から政府と業界などの非常な関心を集めていた⁸²⁾。

しかし、日本側の提案に対し、中国側は「提案を重視し、できるだけ早い機会に煮詰めたい」としながらも、「いくつか研究を要する問題を残している」と語り、具体的な内容が「なお構想段階」にあることを明確にした⁸³⁾。こうした中国側の慎重な反応は、具体案を提示し原油輸入協定を公式の交渉日程に乗せようとした日本側にとって、多少意外なものであった。そこで訪中団は、当初、中国側の態度が、日本案に記された原油引き取り数量の曖昧さに起因すると受け止めていた。つまり、対日原油輸出を通じた外貨獲得は中国の新5ヵ年計画の重要な部分であり、それにあわせて購買可能な資本財の総量が策定されるわけだから、引き取り量が確定されないまま交渉を進行させることは無理との判断である。こうした見解は、訪中団に同行した通産省側にも同様であった。資源エネルギー庁の担当課長は、「油井の栓の開閉によって生産量の調整が行われている中東原油と異なり、将来の需要のメドがつけられれば、その供給に向けて所要の開発努力を計画的に実施していくのが中国であり、日本が将来急激に需要を提示しても供給できる体制にはない」と述べ、何より日本側の明確な需要量の提示が急務との認識を示

している⁸⁵⁾。

結局、中国側の慎重な反応を汲み取り、中国が計画経済体制に組み入れることが可能な具体策を改めて作成しなければならない、というのがこのときの結論であった。

しかし、時間が経つとともに、原油長期協定に対する中国側の「冷めた」反応に、中国の国内事情が関連していることが明らかになる。すなわちこのときは、中国内で「資源輸出・設備輸入」の是非をめぐる対立が高まりつつあった時期であり、とりわけ1月の周恩来首相の死去を契機に、状況は既存の経済建設路線を批判し、徹底した自力更生原則の適用を主張する四人組らに有利に展開していた。

こうした政情不安の影響が日中貿易において具体的に表われたのが、3月末国際石油交渉団の訪中のときであった。76年の原油輸入量を決める交渉において、日本側が提示した引き取り量が75年に比べ30%減少した400万トンに急減したこと对中国側からとくに異論が出なかつたのである。これは、対日輸出拡大を強く希望していたそれまでの立場からして、かなり異例的な行動であった。さらに中国側は、同年の契約分のうち上半期の出荷は相当減らざるをえないとの見通しを示し、中国の原油輸出に新たな問題が生じたことを示唆した。結局、こうした状況の中で、3月中にも再訪中の計画を立てていた稻山はじめ原油協定関係首脳は、訪中延期の意向を表明せざるを得なくなつた⁸⁶⁾。

こうして、中国における情勢不安により原油長期輸入の交渉は一旦中断されることになった。同時に、76年の日中貿易そのものも、国交正常化以後はじめて、輸出入両面において大幅な減少を余儀なくされた。こと日本側から見れば、76年は、国内不況が続く中、対外貿易は輸出入ともに回復傾向を見せ始めた年であつただけに、対中貿易の停滞は一層際立つものであった。もっとも、日中貿易が中国内の政治情勢の変化に脆弱にならざるを得なかつたのは、そもそも日中貿易の構造 자체が石油輸入なしには長期的な安定を期待できない

特徴をもつようになつたからである⁸⁷⁾。日中の経済的相互依存の進展は、まだ政治状況の影響から一人歩きできるような幅と深さを獲得するには至らなかつたのである。

しかしながら、日本の産業構造の変化が遅延し、他方で中国が「自力更生」の原則を堅持している状況の下で、日中貿易を短期間に安定的な拡大均衡の局面に持っていくためには、当面「石油」を中心とした相互依存の枠組み作りは不可避だつたと思われる。そしてこのことは、稻山会長、河本通産相はじめ対中貿易関係者にも強く認識されていたはずである。77年に入って、中国の国内情勢が安定するや、彼らを中心に再び「石油とプラントの交換」のための強力な体制作りが始まるのはこのためであった。

第4章 中国近代化の始動と新文脈の日中経済関係

第1節 日中長期貿易取決めの締結

1976年末、四人組の逮捕・失脚以降急速に台頭した華國鋒は、毛沢東路線の充実な繼承者たることを自称する一方、疲弊した経済の立て直しに積極的に取り組む方針を明確に表明した。同年12月の「農業は大寒に学ぶ」全国会議、翌77年5月の「工業は大慶に学ぶ」全国会議を自ら主催したのは、こうした方針の具体的な表現であった。さらに77年1月の『人民日報』には、「社会主義建設の物質と引き換えに」石油輸出が必要と強調する論説が掲載され、資源輸出を通じて貿易拡大に取り組もうとする新政権の意欲をうかがわせた⁸⁸⁾。

1977年2月、約一年ぶりに日中経済協会代表団が訪中したのは、このような状況においてであった。ただ、新政権の発足間もない時期であるだけに、このときの訪中は何より新体制の対外経済政策の方向を探ることにその主眼が置かれていた。しかし、内心、懸案の原油長期協定交渉の再開をねらっていた訪中団にとって、中国側の反応は芳しいものではなかつた。期待した谷牧副首相との会談では“四人組批判”的話が中心で、経済協議のいとまが全くつかめず、さらに李強対外貿易相

は訪中団に対して、「四人組打倒で思想、イデオロギーが開放されたが、整頓には時間がかかる。日本は対中貿易で過大な期待を抱いては困る」と釘をさしたのである。

訪中団を率いた稻山会長が、帰国直前の記者会見で、中国原油の長期協定問題について「新たな観点に立って再検討し、中国側に改めて提案するつもり」と語り、前年1月の訪中で中国側に提示した長期輸入案の事実上の破産を示唆したのは、このような中国側の「冷たい」反応を確認したことであった。また、同年3月に第二回日中貿易混合委員会を控えていた日本政府が、中国原油の長期引き取り契約問題について突っ込んだ意見交換を行うという当初の方針から、その案件は次回以降に繰り越して、日中貿易の不均衡問題を当委員会の最大の課題として取り上げる方針に転じたのも、同様の情勢認識をベースにしたものと考えられる⁹⁰⁾。

このように、政府と経済界が当面“模様眺め”的姿勢を構えていたとき、長期協定の実現に向けての大きな転機が訪れた。77年3月31日、中国国際貿易促進委員会の招請を受けて訪中した経団連代表団に対し、中国側が「石油と石炭を輸出する長期取り決めを結ぶことにしたい」旨を表明したのである。さらに翌日、中国側は石油、石炭輸出の見返りとして、7種類のプラントなど日本側輸出品を含む、包括的かつ具体的な貿易協定案を提示して訪中団を驚かせた。またこの訪中の際、取り決めの期間は5年から10年を一応のメドにすること、具体的な内容の詰めにあたっては、日本側が稻山日中経済協会会长、中国側が劉希文对外貿易省次官をそれぞれの窓口として交渉することが合意された。

なぜ、この時期、中国側は長期貿易取決めに対し積極的な意志を表明したか。本稿の観点からすると、そこにはまず、経済再建への「固い」意志を国内外に宣伝するとの新政権の意図が含まれていたと考えられる。すなわち、資源の輸出を売国行為と決めつけ、外国からの技術導入は西欧崇拜と拒否していた「四人組」の経済路線を否定する

ことから出発した華国鋒政権にとって、日本の経済界の首脳部を一堂に集めて、両国の経済交流を深める具体的な方針を打ち出したことはその経済政策の転換を知らしめる格好の宣伝材料になったに違いない。さらに、石油、石炭だけでなく、日本からの輸入を含んだ包括的な長期貿易取り決めを提案したことからは、日本から資源開発のためのプラント類や機械を輸入し、それによって石油や石炭の生産が増大すれば、対日輸出もさらに増やせるので、貿易取り決めをするにも、はじめから輸出入品を結びつけて考えた方が日中貿易の拡大に具体的な実績が上がるであろう、との貿易上の効率性の考慮も見て取れよう⁹¹⁾。

いずれにしても、経団連代表団の訪中により、長期貿易取決めが具体的な交渉の日程にのぼり、ひいて停滞状態の日中貿易に大きな突破口が開かれたことは明らかであった。本気で経済建設に取り組む華国鋒体制の意思が確認された以上、次の課題は、日本側の体制をいかに整えるかであった。だが、75年の経験に照らしてみても、それが容易な作業でないことは当初から明白であった。まず75年と同様に、中国原油の受け入れ体制をいかに構築するかの問題があった。それはつまりところ、中国原油の輸入可能数量、すなわち日本側の引き取り量をどれだけ増やせるかにかかっていた。最悪の不況局面から抜け出しつつあったとしても、既述のように、中国原油のもつ性状上の特徴と、それに対応するための設備投資の要求は、中国原油の長期・大量の引き取りに依然大きな障害であった。それに加え、もう一つ日本側の体制整備を要したのは、中国への延払い条件の緩和を含めた、金融協力に関する問題であった。とくに、中国側の提案により、資源の輸入協定でなく日本からのプラント輸出までを含む長期貿易協定が目指されるようになったため、この問題は、一層重要性を帯びることになった。それは、何よりも日本政府の強力な政策的配慮が必要な部分であり、その点で、通産省はじめ各省がどれだけ中国原油輸入の必要性を認識し、動いてくれるかが問題解決のカギであった。

まず、原油引き取り体制の整備にあたっては、中国原油の価格引下げが当面の課題となっていた。中国原油の引き取りに伴う技術的問題を乗り越えるためには、適切な水準まで価格を引き下げる必要があったからである。しかしこの点を含め、実際にどの程度石油を輸出できるかとの問題について、中国側は当初から明確な態度を示していなかった。一方、この時点では、日本側も取決め締結のための交渉を中国側に催促できるような雰囲気ではなかった。というのも、日本側には、中国側以上に厄介な内部事情があったからである。

3月末の経団連代表団訪中の際、中国側がたたき台としてあげた石油の輸出総量は、過去に日本が希望した「5年後に年間5,000万トン」という数字であった。しかし問題は、それだけ多量の中国原油を引き取れる能力が日本側にあるかであった。実際に、77年7月、通産省資源エネルギー庁と石油業界が実施した中国原油輸入見通し調査によると、石油精製20社の5年後の中国原油輸入見込みは、電力生だき用を含めて1,200万トン、10年後で約2,000万トンとなっており、中国側の期待値を大きく下回るものであった⁹³⁾。こうした石油業界の控えめな予測の背景に、中国原油の大量輸入に伴う設備投資負担への危惧があることはすでに述べたとおりである。

一方、稻山会長ら中国原油輸入の積極論者は、現に輸入量の飛躍的増加は難しいという石油業界の意向を尊重しながらも、エネルギー供給先を分散させるとの長期的な観点から、できるだけ引き取り量を增量することを要望していた。そうした中、10月14日、日中長期貿易取り決め推進委員会（以下、推進委）が正式に発足した。委員長に就任した稻山会長は、焦点の原油の引き取り量について、「5年後に年間5千万トンといった数字にこだわらないが、少なくとも取り決めでは5年後の引き取り量を定め、残りについては改めて協議する」と述べる一方、推進委傘下の石油部会を中心に関連業界との具体的な調整作業に取り組む意思を示した⁹⁴⁾。

しかし、11月7日の推進委総合部会の初会合で

石油、電力業界が提示した引き取り数量は、こうした稻山会長の意欲に大きく反するものであった。すなわち、その数字は、7月の資源エネルギー庁との共同調査で示した予想数量の1,200万トンを大きく下回る930万トンにとどまっていた。これに対して、稻山会長は「再度の積み上げ努力を期待する」と業界の協力を強く要望したが、その後の石油部会の協議で最終的に得られた見通しは、930万トンにわずか70万トンを上乗せした1,000万トンであった。こうして中国原油の引き取り数量が当初の予想を下回ることになったのは、とりわけ電力業界が、当時中国原油と競合関係にあったインドネシアのミナス原油を削れないこと、また中国原油のために脱硝装置を新設する考えがないことから、引き取り量の積み上げに難色を示したからであった⁹⁵⁾。結局、11月25日、中国側との最終的な話し合いのため訪中を決めていた稻山会長の最後の增量要求に需要業界がまとめた引き取り量は、石油業界が100万トン、電力業界が30万トンを上積みした1,130万トンという数字であった。

他方、金融協力に関しては、同じく長期貿易取り決め推進委の下で金融決済部会が設置され、輸出金融の仕組みについて具体的な検討が始まった。同時に、政府側も、長期取り決めが、低調気味の日中貿易の再活性化に資すると判断、金融面から経済界の努力を支援する方針を固めていた。それまで中国側が日本側に要望してきた金融協力は、プラント類の延払い期間を現行の5年から7年ないし10年にすること、そしてその金利を最高でも年利7%以下にすることが主な内容であった。こうした中国側の要求と、財界の要望に対して、政府内部では当初、海外経済協力基金を通じた政府借款を導入する案もあったといわれる⁹⁶⁾。しかし、中国側がこれまでの「自力更生」路線を貫いていることや、低開発国とは言いにくい中国に円借款を与えるのはどうか、などの理由から円借款は当面見送られ、資金協力の焦点は輸銀を中心とした輸出信用の提供に絞られることになった。

だが問題は、金利にあった。すなわち、輸出融

資に関してはすでに先進国間で利下げ競争を自制するための協定金利（5年以下で7.25%，5年以上7.5%）が決められており、それゆえに、当面の課題はいかに協定金利に違反しない、柔軟な方策を講ずるかであった。そこで、石油掘削機などの輸出を、金利協定の対象外である「開発金融」とみなし金利を安くする、もしくは輸出業者が自らの負担に基づき輸銀融資の金利より安い利率で中国に延払いを認め協定金利を下回らせる、などの手が探されていた。しかしここで政府の政策運用の幅を制約していたのは、当時日本経済の置かれていた状況であった。77年に入って、日本の輸出や貿易収支に対する海外での批判が高まりつつあり、とくにアメリカは国内における景気対策を含め、日本政府の経済政策全般に対する露骨な不満をあらわにしていた。こうした折に、日本政府として、対中プラント輸出のため独自の金利を提供することは海外の批判を一層強める恐れがあった⁹⁷⁾。

こうした中、長期貿易取り決め交渉のため中国を訪問していた推進委訪中団は、11月28日、中国側との交渉結果を明らかにした。まず石炭の輸入については、日本側が5年後100万トン輸入を提案したのに対して、中国側がそれより100万トン多い200万トンを要求したため、その調整が次の交渉に持ち越された。また、延払い条件を含む金融決済問題は、プラント輸出が具体化する段階で詰めていくことで意見が一致、それ以上の話し合いは行われなかった。一方、最大の焦点となっていた原油引き取り量は、日本側が初年度の78年に680万トン、5年後に1,500万トンを輸入することで中国側と合意をみた。結局、この交渉で合意に達したのは、日本側の中国原油輸入量のみで、石炭引き取り量では双方のズレが明らかになり、金融決済問題は取り決め締結以後に先送りされることとなつた。

さて、その後の国内調整の過程で焦点となつたのは、依然として中国原油の引き取り量をめぐる問題であった。すなわち、先の交渉で中国側と合意した中国原油輸入計画のうち、訪中前に需要業

界が積み上げた5年後1,130万トンにさらに上乗せされた、370万トンの処理をどうするかの問題が浮上したのである。この積み出し分は、稻山会長が「訪中直前、土光経団連会長、河本通産大臣と話し、引き取り可能と判断、決定した」、いわゆる「政治的加算分」であった⁹⁸⁾。関連業界の反発に対して稻山会長は、增量分については石油部会の枠外とし、経団連と通産省の協力を得て、重質油分解装置の新設、国家備蓄への投入などで「責任をもって」処理する方針を表明した。それを受け、土光経団連会長は、「分解設備をナショナルプロジェクトとして推進したらどうか」と提案した。設備投資の一環として分解装置を導入することで、将来の原油重質化に対応できるうえ、景気刺激の効果を得られるとの計算であった⁹⁹⁾。それを受け、通産省を中心に重質油対策の検討が始められ、長期取り決め締結直前の2月初め、通産省は、重質油分解装置の建設をナショナルプロジェクトとして推進する方針を発表した。

こうして、長期貿易取り決め締結を直前に控えて、その最大の障害となっていた国内の受け入れ体制問題にようやく解決の見通しが立つことになった。しかしながら、プラント輸出の円滑な遂行のための金融支援、そして締結直前で日本側の大幅な譲歩という形で合意に達した石炭の引き取り等は、その体制が十分整備されないまま締結に至ることになった。それは、長期取り決めを準備していく過程において、何よりも原油の引き取り体制の整備に全力を注いできたからであるが、同時に、この取決めが中国経済にもつ意味が熟慮されていなかつたからでもあった。

75年の初頭、通産省の打ち出した中国原油の長期輸入協定計画は、3年余りの曲折を経て、石油・石炭の輸入と各種プラントの輸出が組み合わされた包括的な長期貿易取り決めの形で具体化されることになった。この長期取り決めは、まず日本側にあって、資源の安定供給確保という側面はもちろん、世界的な設備投資の停滞の中、鉄、機械、プラントなど過剰設備を抱える日本の産業界にとって極めて重要な意味をもつていた。しかし

同時に、中国にあっても、この長期取り決めは画期的なものであった。というのも、これは中国が西側諸国と結んだ初めての長期商品協定であり、とくに技術、設備、資材と石油、石炭という産業の根幹をなす商品についての協定となっているからである¹⁰¹⁾。さらに重要なのは、長期取り決めの締結によって日本との経済交流が中国の経済開発計画に重要な構成要素として組み込まれることになったことである。長期取り決めの有効期間は中国の第5次、第6次の2つの5カ年計画に重なり、中国側は当初から有効期間を過ぎても、協定の継続を希望していた。結局、この時点で、民間ベースにおける日本経済の中国近代化へのコミットは決定的なものになったといえよう。

第2節 長期貿易取決めの「落とし穴」と中国近代化の急進展

(1) 決済問題の浮上と「政府支持」

さて、長期取り決めの骨子を整理すると、次のようにある。

- 1) 双方は、日中両国政府の共同声明および貿易協定の精神に基づき、平等互恵、有無相通、輸出入均衡の基礎の上に、それぞれ本国政府の支持を受けて、取り決めを締結する。(前文)
- 2) 取り決めの有効期間は1978年から1985年までの8年間とする。
- 3) この間、中国側は原油、原料炭、一般炭を計100億ドル前後日本へ輸出し、日本側はプラントおよび技術を70-80億ドル、建設用資材・機械を20-30億ドル、合計100億ドル前後を中国へ輸出する。
- 4) 輸出は78年から82年までの5年間は予め毎年の数量を定めてそれを実施する。また83年から85年までの輸出量については81年内に協議し、確定する。
- 5) 決済方法については、原則として延払い方式にする。
- 6) 双方は、日中両国の経済交流を拡大するため、必要な分野において技術協力をを行う。

長期取り決めの最大の特徴は、日本が輸入する原油や石炭は現金決済であるのに対し、中国の輸入は延払いが行われる点にある。したがって、8年間の協定期間の当初の2年ないし3年間に中国側の各種プラントの買い付けが集中し、日本側の石油・石炭の買い付けは数量、金額ともに年を追って増加し、8年間を通算して輸出入の均衡を図る仕組みになっていた。このため、最終的に8年間の取引規模がどう落ち着くかは、一つには中国側の資源供給能力と日本側の引き取り能力にかかるており、いま一つは日本側の延払い条件を含む貿易金融のあり方にかかっていることになる。もし日本側で、原油や石炭を增量していくための受け入れ体制作りがもたついたり、また延払いの金利や期間といった金融措置などで、相応の条件整備が不十分であったりすれば、それだけ中国側の支払手段は制約され、日本側の対中輸出枠も影響を免れることになりかねなかった。

ところが、実状は、前述したように、日本側としての受け皿作りが十分具体化していないうちに、取り決めだけがいわば見切り発車してしまった格好であった。取り決めを実施していくにあたっての初期条件がさほど良好でなかったのである。

まず一つは、取り決めを支える主体の問題、とりわけ日本政府の役割に関するものであった。関連して注目されるのは、取り決め書の前文に、「それぞれ本国政府の支持を受けて」という言葉が入っていることである。そもそも「政府支持」という言葉が取り決め書に書き込まれたのは、取決めを結ぶにあたって、中国側が「政府保証」を強く要求してきたからであった¹⁰²⁾。すでに述べたように、日本との経済交流が中国の近代化計画の重要な構成要素として組み込まれている以上、中国側はこの取決めが責任をもって履行される「保証」を求めていたわけである。同時に、日本側も、民間協定とはいえ完全な官民一体の体制をとる中国側に対して、何らかの形で政府の「関与」を明示する必要を感じており、その点で、中国側と見解の一致を見たのである。

しかし、「政府支持」が具体的に何を意味する

かについては、取り決め締結の段階で、日本政府の中ではっきりとしたコンセンサスが存在したわけではない。この点について、当時通産省通商政策局長の矢野俊比古は次のように述べている。

「この問題は、実はこれを固める最後の頃には政府の中でもちろん議論がありました。一体『政府支持』というのはどの範囲をいうのか、あるいはそういうことを何で入れなければならぬのかという議論があったわけです。結局、この問題については、出かける前の衆議院予算委員会で、(福田) 総理が“これは大変結構なことである。政府としても大いに協力する”と答えられました。それが“政府支持”ということを最終的に取り決めの中に盛り込むことに決まった一つのラインであります」¹⁰³⁾

つまり、「政府支持」の内容をいろいろ議論してもきりがないので、とりあえずは総理の国会答弁にしたがって漠然と政府は大いに協力をするというように解釈すればよい、また、それを具体的にどういう場合に、どのように具体化するかは、個々の商談、あるいは取決めの運用の中で判断していくべきだ、と考えられたのである。

反面、中国側にとって、この「政府支持」の意味ははじめから明白であった。すなわち、中国は、「政府支持」の意味を金融協力の面での政府支援、具体的には延払い条件の緩和の意味で理解しており、交渉過程においても主としてその方向での政府保証を要求してきたのである¹⁰⁴⁾。もちろんその政府支援の内容に、借款、援助、投資といった、通常の商業慣行（延払い、銀行間預け合いなど）以外の手段が含まれていたわけではなく、その意味で、金融面での「自力更生」の原則はなお堅持されていた。

しかし、決済問題について、通産省の態度は依然慎重であった。取り決め書に沿って、「原則として延払い方式にする」との立場をとっていたものの、その具体的な内容については明確な方策を

提示していなかったのである。その背景には、前述の国際金利協定に規定された金利上の制約がある。とくにこの時期、取決めの締結以前から日本のプラント輸出の動きに不安を募らせていましたアメリカが、既存の協定金利をさらに引き上げる方向で動き出していたことが、日本政府の明確な方針表明を一層困難にした¹⁰⁵⁾。また、中国側が依然として対外金融に対する既存の3原則（援助、借款、投資は受けない）を堅持していたことも日本側の選択肢を限定的なものにしていた。

もちろん、当初日本政府内に、決済問題に対して何の代案もなかったわけではない。まず、日本の銀行による中国銀行への預金方式があった。日本の銀行が中国銀行で預金をすれば、中国側はこの資金を日本から輸入するプラント類の支払いに使う、という方法である。しかしこでの問題は、預金をする場合の金利にあり、日本の為替銀行がユーロ市場などでドルを調達する際の金利が7%以上であるのに対し、中国銀行は6—6.5%の低金利を提案していたため、中国側の要望に沿うと、日本の銀行は大きな損失を被らざるを得なかった。そこで浮上したものが、日本の外貨準備の一部を活用する案であった。すなわち、政府が外貨準備の一部を低利で為替銀行に預託、為替銀行はこれを中国銀行に預金する際の原資にするという仕組みである。しかしこの構想にも国の財産である外貨準備を中国だけのために使うことに対して内外からの批判が予想されていた。また、外貨準備を輸銀に預託し、中国から輸入する原油、石炭の代金の一部を前払いする案も出ていたが、同じく外貨準備を活用する点で、抵抗感が存在していた¹⁰⁶⁾。いずれにしても、この時点で決済問題に対する日本政府の基本姿勢は、いろいろな可能性を探りながらも、明確な方針を出せず、状況の変化を見極める、というものであったといえよう。

(2) 中国の対外金融政策の転換と日本の対応

ところが、その後の日中長期取決めを取り巻く環境の変化は、日本政府のこうした姿勢を許すものではなかった。まず変わり始めたのは、中国だった。1978年2月末から3月初めにかけて開か

れた第5期全国人民代表大会（全人代）第1回会議において、「四つの近代化」の基本方向が憲法に明記され、並びに「経済発展10カ年計画」構想が打ち出された。とくに注目を集めた経済発展10カ年計画は、85年までの8年間に基礎資材、エネルギー、機械など主要工業製品生産量の倍増を目指し、10の鉄鋼基地、8の炭鉱、9の非鉄金属基地、30の発電所の建設など合計120の大規模プロジェクトを実施するというものであった。

いうまでもなく、このような巨大な経済計画を遂行するには、巨額な資金が必要となる。所要資金の規模については、当初具体的な数字は公表されていなかったが、華国鋒主席の政治報告において、過去28年間の経済建設総額にあたる資金がこの8年間の計画に投資される方針が表明されていた¹⁰⁷⁾。一方、資金の調達方法については、中国政府は、当面国内歳入でまかなう旨を示唆したが、自力調達に限界があることは明白であった。とりわけ、外国からの資機材や技術導入が経済計画の中核をなしているだけに、その支払いのための膨大な外貨をいかに確保するかは、10カ年計画の成否にかかる重大な問題であった。

1978年春以降、中国が徐々に対外金融政策の転換をはかっていったのは、まさにこのような状況認識を反映したものであった。外国からの借款、投資、援助は受けないという従来の金融方針を変更しない限り、10カ年計画の要する膨大な外貨の

調達は不可能であったからである。こうした方針の転換が表面化したのが、同年7月、李先念副首相が訪中した三井グループ代表団に対し、民間借款導入の用意があることを表明したことであった。さらに8月には、中国の金融当局が日本の輸出入銀行訪中団に対し、正式に「輸銀融資（バンクローン）を受け入れる」意向を明らかにした。（表1参照）

こうした中国側の姿勢転換を受けて、日本政府も対中資金協力の具体化に動き出した。9月10日、河本通産相の訪中に際して、通産省は中国側が受け入れを表明した輸銀融資について、年金利6.25%の条件で中国銀行に石油、石炭の開発資金として円建ての貸付を行う方針を打ち出した¹⁰⁸⁾。もっとも、この輸銀貸付案は、懸案となっていた決済問題を解決するものではなかったが、金利協定に抵触しない範囲で、中国の政策転換に積極的に対応しようとする日本政府の意思表現であった。しかし、中国側はこの新しい資金協力案について、基本的に受け入れの考えを表明しながらも、為替リスクを考慮し「ドル建てにしてほしい」と要請してきた。同時に、河本通産相との会談において、中国側は輸銀の延払い融資を国際協定金利のまま受け入れるとの方針を明らかにしたが、それも「ドル建てに限って」という条件をつけてのことであった¹⁰⁹⁾。

しかし、こうした中国の要求は、日本政府の受

表1 中国の对外金融政策の転換

1978. 7. 13	李先念副首相が三井グループ訪中団に対し、民間借款導入の用意があることを表明。
8. 27	中国銀行が日本の輸銀訪中団に対し、輸銀のバンクローン受け入れを表明したことが明らかになる。
9. 28	劉希文对外貿易部次官が、日中經濟協會訪中団に対し、海外經濟協力基金に積極的関心があると述べる。
10. 25	訪日中の鄧小平副首相、日本記者クラブでの記者会見で、政府借款を今後研究すると述べる。
11. 初旬	日本の財界ミッションに対して康世恩副首相が合弁方式の受け入れを表明。
11. 26	鄧小平副首相、佐々木民社党委員長との会談で、対日借款問題に関し、政府借款を受け入れる用意があることを示唆。
11. 29	日中貿易混合委員会で中国側は合弁方式についても提案。
12. 4	『人民日報』社説で、経済建設事業の発展のためにはいかなる方式の国外資金でも導入することを明らかにする。
12. 18	李強对外貿易相が香港での記者会見で、条件さえ整えば政府ベースの借款も考慮する、と述べる。

[出典] 日中經濟協會「日中貿易、新たな貿易飛躍への課題」、1979年4月、p 438

け入れるところとはならなかった。とくに大蔵省を中心に、「政府系金融機関である輸銀が外貨建てで融資することはできない」、「中国だけドル建てにするわけにはいかない」との見方が大勢を占めるようになったのである¹¹²⁾。結局、これで、決済問題は再び膠着状態に入ることになった。

このような行き詰まりの中で具体的な可能性を帯びて浮かび上がったのが、政府借款供与の考え方であった。海外経済協力基金による円借款は、3%台の低利と、30年の返済期間を原則としており、返済期間5年で金利7%台の輸銀融資に比べ格段に有利な条件を有していた。それゆえ、当初政府内部では、「これだけの有利な条件なら、ドル建てでなくても乗ってくるのではないか」との意見が存在した¹¹³⁾。海外経済協力基金を利用する資金協力構想は、既述したように、1年前の77年後半、長期貿易取決めに向けた体制整備の段階で、すでに政府内部でその妥当性が議論されていた。しかし、中国が「自力更生」路線から大胆な方向転換をはかっていたこの時期、状況は大きく変わっていた。政府借款に対する中国の姿勢転換が明示的に表明されるのは、78年10月、訪日中の鄧小平副首相が政府借款について「今後、研究する」旨を明らかにしたときである。さらに同氏は、11月末訪中の佐々木良作民社党委員長との会見で、「中国は日本から政府借款を受け入れる用意がある」ことを公式に表明した。(表3参照)

こうした中国側の意思表明にいち早く反応を見せたのは、通産省であった。同省は鄧小平副首相の一連の発言について、「これまで自力更生を建前として援助を受けない方針だった中国が、それを受け入れるという姿勢にはっきり転じた」と判断、政府借款供与への体制整備に急ぐ方針を発表したのである¹¹⁴⁾。それに先立って、河本通産相は、「海外経済協力基金の資金を黄河、揚子江の水力発電事業に活用できないか検討している」と述べ、政府首脳としては初めて対中円借款供与に前向きの姿勢を明確にしていた。しかも、そこで資金供与の具体的な対象が言及されたのは、すでに通産省の内部で政府借款供与に向けての具体的な検討

作業が進行していることを示唆していた。実際、鄧小平副首相の訪日の直後、通産省は、懸案の資金協力をはじめ石油・石炭炭鉱開発、特惠関税付与など、当面の日中経済関係の課題を議論するための対策推進委員会を省内に設置していたといわれる¹¹⁵⁾。

しかしながら、通産省を中心とする政府借款構想の実現には、厚い壁が存在していた。それは、日中の過度な経済提携に対する欧米諸国からの反発とけん制であった。9月に通産省が輸銀開発融資構想を明らかにしたときさえ、欧米の政府や産業界は「日本は国際協定の抜け穴を作ろうとしている」と強く批判していた。そうした状況で、政府借款の供与は、新たな国際摩擦の火種になりかねないと危惧されていた。さらに、この時期に至っては、先進諸国だけでなく、東南アジアからも懸念の声が届いていた。中国向けの円借款に踏み切れば、全体の基金の資金枠を大幅に増やさない限り、東南アジアへの援助枠が食われることは必至との懸念であった。対日貿易不均衡の拡大を背景に対日感情が悪化していたときだけに、日本政府は東南アジア諸国の出方にも気を使わねばならなかつた¹¹⁶⁾。

つまり、中国の対外経済政策の転換は、一方で、日本政府が取りうる政策手段の幅を広げる重要な契機を提供したが、他方で、日中経済関係に対する外部の視線をさらに厳しくし、日本政府になお慎重な政策選択を迫る結果をもたらした。こうした逆説的な結果が生じたのは、中国自身のみならず、中国をめぐる国際環境も大きく変わったからである。日中経済関係はまさに新しい文脈の中にに入ったのである。

第3節 新文脈の日中経済関係と「国際協調」の論理

(1) 世界大の「中国フィーバー」

1978年は、中国の対外経済政策の転換が形を取り始めた年であると同時に、中国の変化に世界経済が本格的な反応を呈し始めた年でもあった。

まず注目すべきは西欧の対中接近である。78年

1月には、フランスのバール首相が政府および軍関係者、大手企業の首脳を率いて訪中し、4月に結ばれた「中仏経済発展協力協定」の基礎作業を行った。また4月には「中国・EC貿易協定」が調印され、中国とECの経済交流拡大の基盤が設けられた。当協定は、内容からみて、1974年1月調印された「日中政府間貿易協定」に類似するものであるが、その中に「中国は、ECからの輸入を好意的に考慮する」との条項が含まれ、当時日本の産業界では最大の競争相手である日本を意識したものではないかという解釈がなされていた¹¹⁷⁾。一方、このような双方の経済交流の枠組み作りと並行して各種の商談も活発に進められ、なかには80億マルクにのぼる西独との炭鉱開発協力、同年12月締結された中仏長期貿易協定に基づくフランスの11のプロジェクトなど大型のものが目立っていた。

しかし、こうした中欧経済関係の進展がとくに日本の産業界を刺激したのは、西欧諸国の大型商談がほとんどの場合金融上の裏づけをもって対中交渉に臨んでおり、しかもそれが政府からの政策的支援を梃子にしていたからである。たとえば、英国の7銀行グループは78年12月、中国銀行に対し12億ドルの輸出信用を供与する協定に調印した。この計画は英国政府系金融機関の指導の下に進められてきたもので、期間5年、金利は7.25%の好条件であった。つまり、中国の希望する条件と英國の民間銀行に可能な条件の乖離を政府が介入することによって、解決したわけである。

一方、78年には、米中経済関係にも著しい進展がみられた。75年以降低迷していた米中貿易は、78年、農産物輸出の大幅増大により再び拡大軌道に乗り、往復で約11億ドルと前年度の3倍を超える貿易額を記録した。(表4参照) そのうえ、各種経済交流も推進され、同年6月にはフォード自動車会長が訪中し鄧小平副首相と技術協力の問題につき意見交換を行い、7月には原子力、水力発電プロジェクトの協議のため米国技術代表団が訪中していた。しかし、経済関係を含む米中関係の進展を強く印象付け、またその意味で日本の産業

界の不安を増幅させたのは、同年末の米中国交正常化の発表であった。実際、米国の有力鉱業プラント会社が中国と総額8億ドルに達する世界最大規模の銅鉱山の開発、精錬契約に調印したのは、その直後のことであった。

ただ、米国の場合、政府がらみの対中資金協力には従来、いくつかの障害が存在してきた。なかでも共産圏向けの資金供与枠を制限した74年通商法のいわゆる「ジャクソン・バニック条項」を改訂しない限り、米輸銀による資金協力はできることとなっていた。しかし米中国交正常化を機に、米中貿易上の懸案を解決するための政府代表団の訪中が決まり、また、民間銀行が次々と中国銀行との間で全面的な銀行間取引関係を樹立、通常の信用業務に乗り出す体制を整えていく中、豊富な資金力に裏付けられた米国企業の進出は時間の問題と予測されていた。

こうして、中国市場を取り巻く国際経済環境は、中欧、米中経済関係の著しい進展により、78年以前のそれとは根本的に異なるものとなった。一足早く正常な関係を樹立、ある意味で独走を続けてきた日本の経済界が、競争力整備の必要に迫られた所以である。そこで、経済界の関心は、輸出を裏付ける資金力の確保、そして何よりも政府が対中資金協力にどれだけ積極的に対応してくれるかに集中していった。「一刻も早く（金融問題に）決着をつけないと、米国や欧州諸国に商談をさらわれてしまう」との焦りに近い声が、この時期、産業界に広がっていた危機感を代弁していた¹¹⁸⁾。

(2) 経済界の圧力と「国際協調」の論理

まず、具体的な動きを見せたのは、鉄鋼連盟会長としての稻山嘉寛であった。彼は、12月初め、鉄鋼大手各社の緊急社長会直後の記者会見で「西独やフランスは、政府ベースで一括して巨額の借款を約束し、それを条件に大型プロジェクトを受注する態勢をとっており、中国側はわが国にも同様の希望を持っているようだ」と述べ、構想段階にとどまっている大型プロジェクトの商談を「一括促進」させるための政府の支援を強く要求した¹¹⁹⁾。その直後、稻山会長は大平首相との面談で、

中国の近代化計画に日本政府がどこまで協力できるかを明確にしてほしいと、対中経済協力の基本方針の策定を要請した。彼の言う方針の内容とは、中国の工業近代化の一定部分を日本が官民共同で実施する、そしてそれに合わせ資金協力の総額、金利条件を定める、というものであった¹²⁰⁾。

稻山会長が具体的な行動に出たのは、直接には、日中長期貿易取決めの象徴ともいえる上海宝山製鉄所建設プロジェクトの決済問題がもはや座視できない段階に来ていたからである。既存の現金決済方式では、中国の外貨残高が輸入プラントの本格的な支払いが始まる79年上半期には底を打つであろうとの予測がなされていた。そうした状況下で、宝山製鉄所プロジェクトを受注していた新日鉄は、中国側の要請を部分的に受け入れる形で、円建てとドル建ての比率を半々にする新しい資金協力案を提案、中国側と暫定合意をみることになった。為替リスクを日中双方が分散負担する一種の「妥協案」であった。

この案に対し、まず金融界で、ドル建ての民間借款についての市中銀行案を固め、第一号として宝山製鉄所プロジェクトにそれを充当するとの方針を発表した。具体的条件としては、期間は5年以上、金利は英國など先進国向けの外貨建て中長期融資並みのユーロ金利に0.625%上乗せ、という内容であった¹²¹⁾。これで、一旦対中融資のドル建て部分については突破口が設けられた。もっとも、その金利条件は中国の要求水準とは多少距離があるものだったが¹²²⁾、とりあえず民間銀行がドル建て融資に態勢を整えることで、焦点は円建て融資に政府がどのような条件を提示するかに移っていた。稻山会長の働きかけは、まさにこのような文脈の中で行われたものであった。

これを受けて、政府は資金供与に関する具体的な内容の検討に取り組む意思を表明した。なかでも通産省が積極的意志を見せてきた。江崎通産相は鉄鋼業界首脳との懇談で、決済問題について「すでに大蔵、通産、経済企画庁の三省庁間で話し合いを進めており、早急に方向を決めたい」と述べ、政府内部で検討作業が進行中であることを示唆し

た。また、通産省首脳は、「1月内に大蔵省など関係省庁と話し合って日本側としての方針を固めることになろう」との見通しを明らかにした。円建て融資の規模についても、江崎通産相は、具体的な金額こそ明らかにしなかったものの、「中国側がわが国に発注しようとしている各種プラントの金額は6,000億円といわれ、その決済にわが国の協力を期待している」と語り、産業界の要求に積極的に答えようとする熱意を誇示した。

しかし、こうした通産省の姿勢とは裏腹に、その後発表された対中資金協力の政府試案は具体的な内容において当初の立場からほとんど進展が見られないものであった。1月末に通産省と大蔵省がまとめた政府試案の核心は、第一に、貿易決済については延払い信用の供与一本に絞ること、第二に、融資方式については、輸銀が50%を円建てで、民間金融機関が残りの50%をドル建てで分担する協調融資方式をとること、第三に、延払いの金利は、国際協定金利を守ることを前提に、日本の輸出業者が一部を負担することによって、中国側の低金利要請にこたえること、などの点に集約される¹²³⁾。

つまり、この政府案は、融資構成と通貨の面で民間と政府が役割分担をするという点を除くと、1年前の長期貿易取決め締結時の政府の立場にいわば「原点回帰」したものであった。すなわち、78年半ば以降中国の政策転換によって浮上した対中資金協力に向けての政府内の多様な考え方、そして競争の激化に直面した産業界の要求が、この政府案にはほとんど反映されていなかった。しかしそれより重要なことは、資金供与の形態を延払い信用に限定することで、貿易決済問題が当分、開発金融や政府借款を含むより包括的な対中資金協力の方策と切り離されるようになったことである。要するに、日本政府はこの政府試案を通じて、貿易決済問題の範囲を超える資金協力に「踏み込まない」との意思を明示的に表したのである。

では、この時点において、日本政府が対中経済協力に踏み切ることを躊躇した背景はどのようなものなのかな。まず説明を要するのは、大平首相自

身の消極的な態度である。「飛躍のない」特有の政治スタイルはともかくとして、就任直後、福田前首相の「7%成長公約」の看板を降ろし、米国をはじめ西側諸国の強い不満をかっていた大平にとって、その不満を一層増幅させうる対中経済協力への決断は、容易に下せるものではなかっただろう。さらに、大平内閣が当初最大の外交課題とみなしていた東京サミットの成功のためにも、政権初期から西側先進諸国の協調体制を混乱させる政策は当然避けるべきであった。実際、通産省から日中経済関係の懸案について説明を受けた際、大平首相が「他の国の対中協力はどうなっているか」と聞いたうえ、「他の先進国も含めた多角的な協力関係の中で対中協力を位置づける必要がある」との見方を披露したのは、当時彼の置かれた立場を如実に反映するものである¹²⁴⁾。

次に、外務省の消極的態度である。事実、対中資金協力をめぐる政府部内での論議を検討して特徴的なことは、そこに外務省の姿がほとんど見えないことである。つまり、この時期政府部内の議論は、基本的に積極論の通産省と消極論の大蔵省との対立構図の下で行われていた。もっとも、問題の発端が貿易関係にあり、輸銀融資を中心に解決策が論議されていたという点で、こうした対立構図ができるのは自然ともいえるが、経済協力に関して主導的な役割を担っているはずの外務省の傍観的姿勢はやはり異例的である。例えば、園田外相は、78年10月13日の外務委員会において、「中国の軍事現代化に協力はしない。今の対中関係の重点は経済にあらず、文化交流にある」と語り、意図的に対中経済協力の問題を回避しているような印象を与えていた¹²⁵⁾。その背景としては、やはり日中平和友好条約締結以降、ソ連との関係改善が急務として認識されていたことが大きいであろう¹²⁶⁾。それに加え、前述した東京サミットの準備に省内のエネルギーが傾注されていたこと、この時期経済協力の主眼が東南アジアに置かれていたこと、などが外務省の消極的態度の背後にあると考えられる。現に、外務省アジア局長の中江要介は「(注意すべきは) 日中関係の発展が、第

三国、とくに他のアジア諸国と経済関係の犠牲の上に、行われるようになってはならないという点だ」と述べ、日中経済関係の「過度な」緊密化に憂慮を表している¹²⁷⁾。

このように、大平首相、外務省および大蔵省が対中協力に慎重であり、それが決済問題への対応を通じて具体化したということは、一方で、対中経済協力における通産省の位相に何らかの変化が起こったことを物語っている。すでに検討したように、78年後半の中国の政策転換に応じるため、通産省内部ではさまざまな資金協力の構想が練られていた。しかし、それらの構想は、直接的には大蔵省の反対により、間接的には大平首相の消極的姿勢や外務省の無関心により、結局いずれも実現されなかった。日中経済をめぐる内外環境の変化は、もはや通産省「主導」の対中経済協力を許さない程度まで進んでいたのである。従来通産省との緊密な協調関係の下で対中貿易上の懸案に臨んできた稻山が、この時期、異例的に首相との直接談判を通じ問題解決を図ったのも、こうした「変わった空気」を読み取ってからの行動だったといえよう¹²⁸⁾。

以上のように、この時期、対中経済協力に対する日本政府の慎重な態度には、とくに日中長期貿易取り決めを機に、日本の対中協力をみる外部の視線が一層厳しさを帯びるようになったことが、重要な背景をなしている。その根底には、そもそも中国経済が「自力更生」の時代を終え、今や新たな「改革・開放」の時代へ移行しつつあったという事情が存在する。そしてそのことは、対中経済協力を進めるに当たって、それまで経済界や通産省が説いてきた、例えば日中経済関係の特殊性、あるいは資源の安定供給確保といった論理ばかりでは、そのさらなる進展を図ることが困難になったことを意味していた。中国の変化とともに、日中経済関係もすっかり「国際化」したのである。

他方、この時点での日本政府の姿勢は、70年代の後半に至って、日本の対外経済協力の重点課題が、石油危機直後の資源・エネルギーの確保から、次第に「経済大国としての應分のコスト負担」に

移っていたこととも関連している¹²⁹⁾。つまりそれは、日本経済への「外圧」の増大とともに、経済協力をめぐる通産省と外務省の関係が、従来の通産省主導・外務省追随という構図から、外務省が主導権を発揮しやすい環境になりつつあったことを示唆するものであった¹³⁰⁾。とりわけ、援助政策の面においては、例えば福田内閣のODA倍増計画の策定過程に見られるように外務省の役割は中心的なものになっていた¹³¹⁾。

こうした状況下で、通産省のイニシアティブのみで基金資金を使う対中援助に踏み切るのは、自ずから限界があったといえる。何よりも、外務省をはじめ政府全体が対中援助の必要性を認識、姿勢を整えることが重要であった。そして、そのための契機が、早くも79年2月、やや衝撃的な形で訪れる事になる。

第5章 対中円借款供与決定

第1節 中国近代化の躊躇と対中資金協力体制の整備

(1) プラント契約実施保留の波紋

1979年2月26日、中国のプラント輸入窓口である中国技術輸入公司は、「両国間の金融問題が未解決のため、プラント契約の発効について中国政府の許可が出ていないので、実施をしばらく見合わせたい」旨を、日本の大手主要商社に対し一斉に打電した。実行保留の対象となったのは78年12月16日以降の契約分で、上海宝山製鉄所の関連設備約2,200億円をはじめ、石油化学、セメントなどの各種プラントを含む総額4,200億円、20億ドルを超える規模であった¹³²⁾。

中国当局は、対日プラント輸入契約の凍結について、「支払い準備の不備がもたらした純粋な経済的理由によるもの」としつつ、「日本の非協力的な態度が直接、間接関係していることは否定できない」と述べ、資金協力に対する日本政府の消極的な姿勢が契約凍結の一因であることを示唆した¹³³⁾。これに対し、外務省は、保留の理由として「中国内部で経済建設の速度や、輸入契約実施の優先順位などの問題で調整や議論が行われている

のではないか」との見解を表明した¹³⁴⁾。一方、産業界は、とりあえず「静観」の構えを取りつつ、当時民間銀行の間で進行していた金融交渉の推移を見守るとの態度を示した。

ここで注目すべきことは、事態の背景に対する日本政府と民間企業の解釈に大きな違いがみられることである。つまり、日本政府が主に中国の近代化路線修正、もしくは中越紛争の影響といった政治的な要因を強調したのに対して、民間では契約の凍結に何よりも外貨不足、つまり「カネ」の問題が影響しているとみていたのである。日本政府が「政治」が絡んでいるとみていたのは、いうまでもなく、「カネ」が原因だと決めつけられると、問題発生の責任が一部日本政府にあることを認めることになり、政策転換を迫られかねないからである。実際、契約保留が通告された直後、金子一平蔵相は衆院予算委員会分科会で、「日中貿易の決済資金問題に協力は惜しまないが、輸銀の延払い融資や開発融資をドル建てで行うわけにはいかない。また金利に対する国際取決めを無視し、中国だけに特別安い金利で融資することは不可能」と述べ、今回の事態が政策転換につながる可能性を否定した¹³⁵⁾。

だが、政府の微温的な態度に対する経済界の批判は勢いを増していた。まず、2月末訪中していた日中経済協会の渡辺弥栄司理事長が、「契約の保留は支払い問題による純技術的なものであり、中国の近代化計画が変更された事実はない、金融問題は日中双方が早急に解決するよう努力すべきである」との中国側の意思を日本政府に伝達した。それを受け、稻山会長は、輸出契約の留保問題について「留保の原因とみられる金融問題は、重要な政治問題であり、考えようによれば、首相が判断すべき問題である。他の国から、日本は金利が安いといわれて、それをそのまましたがうではなく、日本独自の判断をすべきだ」と政府の決断の遅さを厳しく批判した¹³⁶⁾。

こうした稻山会長の発言は、実は、3月19日から東京で始まる予定だった日中長期貿易取決めの改定協議を念頭においたものであった。取決めの

改定については、78年9月、河本通産相の訪中の際、協定期間の延長、貿易額の拡大などで原則的な合意がなされており、予定総額をめぐる若干の意見対立を除けば、改定調印にこぎつけること自体はさほど困難なものではなかった。むしろ、最大の焦点は、凍結されていたプラント契約の再開の糸口をいかにつかめるかであった。中国代表団との直接協議を控えていた稻山会長が、政府から何らかの意思表示を、批判を交えて要求したのはこのためであった。

そこで動き出したのは、通産相として日中長期貿易取決めを実現させた主役の一人であり、大平政権の発足以降は自民党政調会長を務めていた河本敏夫であった。河本は、稻山が首相の政治的決断を求めた翌日の15日、大平首相と会談、焦点の輸銀の対中融資問題について「延払い融資については、一部中国側の主張も入れるという政治判断をすべきだ」と申し入れた。即答を避ける大平に対し河本が提示した腹案は、輸銀の延払い融資の半分程度を中国側の要求しているドル決済とする案であった。「開発融資と海外経済協力基金融資は円建てとする以外に手立てがないが、輸銀の延払い融資は50%をドル、残り50%を円で決済することは可能」というのが、河本の主張であった¹³⁷⁾。

河本の提案に対し、大蔵省が反応を見せてきた。同省は、「円建て融資で行う方針には変わりがない」としながらも、「輸出業者の信用供与をドル建て、円建てがそれぞれ半分とする」ことは可能であるとの立場を表明した¹³⁸⁾。大蔵省の譲歩によって、実質的には輸銀融資の円建て基調を維持しながらも、貿易業者レベルでその半分をドル建てにすることで、外見上は中国側の要求を部分的に受け入れる形が作られた。次の問題は中国側がどこまで従来の「全面ドル建て」方針から歩み寄りをみせるかであった。

3月19日、中国代表団の劉希文对外貿易省次官は、保留されている既契約分の決済について、現金支払いをやめ、延払い方式に切り替えたいとの意向を明らかにした。また同氏は、延払い方式を受け入れる場合には、円建てとドル建ての半々に

すればどうかという日本側の提案を了承した。さらに、その翌日通産省は、日本側の提案は既契約分の見直しだけに限ったものではなく、今後新規に持ち上がってくるプラント輸出の商談にもすべて適用していくことを前提としたものである旨を明らかにした。こうして、プラント輸出再開の基本条件については両国の意見が一致することになった。

3月29日、日中長期貿易取決め改定の覚書調印に際して、稻山会長が劉希文次官に提示した最終案は、1) 延払い決済は円・ドルの半々とする 2) 延払い金利は国際協定金利を守る、というものであった。この提案は、日中経済協会と大蔵、通産両省が話し合って決められたもので、とりわけ日本の輸出業者に対する延払い融資については、輸銀が50%を円資金で、外国為替銀行が50%をユーロ市場から調達したドル資金で貸し付ける方針であるといわれた¹⁴⁰⁾。これに対し劉次官は、いったん「帰って検討する」旨を表明すると同時に、保留されているプラント案件が破棄されることはない、また一部は現金支払いのままでも良いと回答した。

つまり、この段階で合意されたのは、貿易決済は既契約分と新規契約分を含めてすべて延払い方式を適用すること、その際の通貨は円・ドル折半、金利は国際協定金利の7.25%にすること、そして決済方式変更に伴う輸出業者の負担増に対しては双方がそれぞれ対応策を設けることであった。これは、延払い方式を前提に、通貨の面では日本が、金利の面では中国がそれぞれ譲歩した結果であった。結局、この時点でようやく、日中両方の歩み寄りにより、1年前の長期貿易取決め書に盛り込まれた「それぞれ本国政府の支持を受けて」という言葉の意味が明確になり、「原則として延払いにする」ことが現実化したのである。

(2) 決済問題の決着から資金協力へ

さて、プラント契約保留問題に対する日本側の提案に中国が具体的な反応を示したのは、4月末になってからであった。その主な内容は、原則としてすべてを円建て・ドル建て半々の延払方式と

する、一部プラントについては規模縮小、もしくは契約解消の可能性もありうる、というものであった¹⁴¹⁾。結局、同年6月半ば凍結契約分の約半分を占めていた上海宝山製鉄所関連件が円・ドル半々の延払い方式を適用することで合意に達し、また他の案件は、もともとの現金決済の条件で契約実行の見通しが立つことで、日本政府や業界を混乱に陥れたプラント契約保留問題はようやく決着がつくようになった¹⁴²⁾。

プラント契約凍結の通告から契約の再発効までの一連の過程において、事態の推移を左右した決定的な要因として、このとき中国内部で行われていた近代化計画の調整過程を指摘しなければならない。もっとも、問題発生の直接的な理由は、中国側の説明によると、プラント契約額の集計によって資金事情の深刻さに気がついたからである。しかしその背後には、前年度12月の中国共産党第11期3中全会以降、経済発展10ヵ年計画に対する調整の必要性が徐々に叫ばれるようになった実情がある。同様の文脈で、3月末出された日本の最終案への回答が遅滞されたのは、4月の中央工作会议において、調整・改革・整頓・向上のいわゆる八字方針が採択され、経済調整政策が定式化されることを待っていたからであると思われる。また、決済問題が一応決着した6月は、第5期全人代第2回会議において経済調整の方針が比較的明確な形で公表されたときと時期的に一致している¹⁴³⁾。いずれにしても、経済調整の核心は、プラント建設などの基本建設に対する投資を削減し、かつ既存の基本建設を大幅に中止することにあり、それゆえ、中国内の政策調整の動きは対日貿易の動向と密接に結びついていた¹⁴⁴⁾。

しかし、それ以後の観点からより重要なことは、突然の契約保留の通告、そしてその背後で行われていた経済計画の見直し作業が、対中経済協力に対する日本側の姿勢の変化をもたらしたことである。まず注目に値するのは、中国の近代化計画に対する経済界の態度の変化である。78年の日中経済交流の活況は、どちらかといえば、不況克服の突破口を中国市場に見出した日本の経済界が、そ

の現実性に対する綿密な検討なしに、中国の近代化プロジェクトに飛びついた結果であった。78年半ば以降加速化する欧米とのプラント受注競争が、こうした動きを促したのはいうまでもない。もちろん、前述のように、78年後半の段階で中国の外貨事情に対する危惧が経済界の一部で存在したのは確かであるが、中国の経済計画そのものの行方に対する業界の認識は概して楽観的であった。したがって、突然生じた契約保留事態は、日本の業界にとりかなりの衝撃であり、中国市場にかける経済界の期待を一気に冷却させるものであった。

たが、79年初めの時点で、プラント契約実行の蹉跌により日本の経済界に中国への幻滅が生まれ始めていたというのは、実態に即していない。確かに、財界の一部において、対中貿易への慎重論が提起されていたことは事実である¹⁴⁵⁾。しかし、事態が収束していく過程からも明らかのように、経済界の大勢を占めていたのは依然として対中貿易積極論であり、その前提条件としての決済問題の早急な解決であった。むしろ、事態発生後の経緯から察知されることは、経済界に中国の近代化をもう少し冷静な目で見直そうという動きが生まれてきたことである。すなわち、日中経済交流を拡大させるには、中国の経済計画の内容をより現実的で安定したものにすることが重要であり、日本の経済協力はそれを助けることに重点を置くべきとの認識が広がっていたのである¹⁴⁶⁾。そしてそうした認識は、資金協力問題に限っていえば、現に貿易拡大の障害となっている決済問題の解消だけでなく、より長期的な観点から中国近代化の基盤作りに寄与する資金協力を視野におさめる必要を意味するものであった。この時期、民間銀行ベースの対中融資交渉が急速に進展し、中国側と最終的な合意にこぎつけたのは、まさにこうした経済界の「雰囲気」変化の反映として捉えることができるだろう¹⁴⁷⁾。

他方、プラント契約凍結事態を機に、対中資金協力に対する日本政府の姿勢が、依然慎重さを維持しつつも、徐々に積極性の度合いを増していくことも見逃せない。まず注目すべきは大蔵省の

態度変化である。契約保留事態発生の直前までドル建ての輸銀融資に反対の姿勢を貫いていた大蔵省が、3月末、プラント契約再開のための最終案において融資の半分をドル建てで調達する意向を表明したのがそのよい証拠であろう。さらに、5月半ばには1年以上の難交渉を経て、輸銀開発融資案によく決着がつき、中国の石油・石炭資源の開発事業に対する4,200億円の円建て融資の覚書が調印された。最後まで円建ての原則が貫かれたとはいえ、この融資案の調印は、当開発融資の金利条件に対するアメリカの不満が強かったことを考慮すると、対中資金協力に対する大蔵省の態度変化を示すもう一つの例とみなすことができよう¹⁴⁸⁾。

さらに、プラント契約保留事態を契機として、それまで日中経済の懸案解決に消極的姿勢を示してきた外務省が、次第に対中経済協力に乗り出す動きを示していくことも指摘しなければならない。事実、プラント契約の保留が通告される前から、外務省の内部では日中経済の重要な懸案が公式の外交チャンネルでなく、従来の（通産相と結びついた）民間ルートを通じて話し合われていることへの不満が存在していた。例えば、園田外相は、79年2月鄧小平副主席の訪日に同行した黄華外交部長に「日中経済関係が密接になってきているなかで、資金等の問題が生じているが、これらについては、外交チャンネルを通じ、密接に接触してゆきたく、中国側の協力を得たい」と述べ、中国側の注意を喚起している¹⁴⁹⁾。興味深いことは、こうした外務省の不満が、意見交換のルートだけでなく、既存の対中経済協力体制そのものにも向けていた点である。この点について、園田外相は黄華外交部長に、「経済・技術面での日中協力が大企業に偏する傾向があり、中小企業も含めて様々な主体が中国の現代化に役立ち、経済・技術面の協力に役立てるよう配慮願いたい」と語っている¹⁵⁰⁾。外務省が、プラント契約保留事態の発生を契機として、対中貿易の中小企業側の窓口たる日本国際貿易促進委員会（藤山愛一郎会長）を通じて、独自の情報獲得に動き出すのも、このよう

な問題認識に基づいたものと思われる¹⁵¹⁾。

こうして、突然のプラント契約保留の通告が日本の経済界・政府に惹起した混乱は、日中長期貿易取決め締結以来、日中貿易の最大の懸案であった決済問題が片付き、さらには政府および民間の対中資金協力体制が整備されることによって、とりあえず解消されることになった。確かに、契約保留事態は、78年以来の熱狂的な「中国フィーバー」に冷や水をかけたものであったが、同時に、民間と政府関係者に対中貿易の「現実」を改めて認識させた「苦い薬」になったともいえる。とくに事態発生後、決済問題が解決を迫られる中、民間だけでなく、政府次元で広範囲に問題の深刻性が認識され、その中で、中国の近代化の安定的な遂行のための資金協力という考え方方が芽生えてきた意味は大きい。

第2節 対中政府援助への始動

(1) 中国の援助要請と大平訪中の浮上

海外経済協力基金の借款利用について、中国側はすでに1978年夏頃から、一定の関心を表明していた。しかし、78年の段階では、それはあくまで「関心」の水準にとどまっており、その実現は「十分な研究」を経て、また「諸般条件が整って」からはじめて可能なものとみなされていた。ところが、79年に入ると、中国政府の政府借款利用への関心が具体性を帯びていく。例えば、79年3月、長期貿易取り決めの改定協議のため来日した劉希文对外貿易省次官は、日本側政府首脳にどのくらいの円借款が可能であるかを打診している¹⁵²⁾。また、79年5月、開発融資覚書の調印のため来日した中国銀行代表団も、日本の経済省庁との話し合いの中で、政府借款利用の手続きについて具体的な質問を提起していた¹⁵³⁾。

こうした動きの背後には、おそらく、プラント契約保留事態の場合と同様に、中国内の経済調整の流れが存在すると思われる。つまり、経済調整の主要目標が、基本建設は全体として縮小し、農業や軽工業、およびエネルギー・輸送施設など社会基盤設備の側面を強化することにあったため、

こうした資金需要にマッチする海外経済協力基金の円借款利用に目を向けるようになったのではなかろうか。そこで、プラント契約凍結事態を機に、その他の対中資金協力案が次々と実現されていったことが、次のステップとして「援助性」の最も高い政府借款への関心を改めて呼び起こしたと思われる。

政府借款の利用に対し、中国の首脳部から具体的な意思が表明されたのは、5月末、鄧小平副主席の言明においてであった。5月31日、訪中した鈴木善幸自民党代議士との会見で、鄧小平副主席は、輸銀や民間借款だけでは発電所の建設など、膨大な資金を要するものはまかないきれないため、政府借款の導入が必要になるとしたうえ、「量、条件、対象について中国側は実情にあった方法を考慮しているが、日本側も具体的に検討してほしい」と要請した¹⁵⁴⁾。また、6月末、中国外務省と意見交換のため訪中した柳谷外務省アジア局長は帰国会見で、中国銀行から政府借款の正式な申し込みがあったことを明らかにした¹⁵⁵⁾。そして8月中旬、外務省は、9月初めに来日が予定されている谷牧副首相が中国の近代化計画への政府円借款の供与を正式要請する見通しであることを発表した¹⁵⁶⁾。

一方、これとほぼ時期を同じくして、大平首相の訪中も具体的に議論され始めた。そもそも大平首相の訪中は、79年2月来日した鄧小平副主席がそれを正式に要請、華国鋒主席との相互訪問の形で早期実現を図ることが約束されていた。それ以後、とくに中国側から早期訪中への要請がしきりになされるが¹⁵⁷⁾、それが日本側に直接伝えられたのは、5月21日、来日した廖承志日中友好協会会長が首相官邸を訪ね、大平首相に訪中を要請したときであった¹⁵⁸⁾。それに対し、大平首相は6月中旬、東京サミット以降の政治日程として中国訪問を考えていることを明らかにした。

その後、訪中時期に関する意見交換を経て、谷牧副首相の訪日直前の8月末、日本政府は12月訪中の方向で具体的な検討がなされていることが明らかになった。ここで12月訪中という政治日程が

浮上してきたのは、同じ時期、米国が対中経済協力に積極的に取り組む意思を明確に表明したことと密接に関連している。すなわち、モンデール米副大統領の訪中時に、カーター・華国鋒米中両首脳の相互訪問が原則合意され、なかでもカーターの訪中については米大統領選挙日程の関係から80年1月に実現するとの観測が出ていた。同時に、モンデール副大統領は、「今後5年間に最大20億ドルの融資を提供する用意がある」と宣言し、対中経済協力を本格化させる方針を表明した¹⁵⁹⁾。このように、中国の近代化への支援に本格的に乗り出そうとする米国の意思が明確になった以上、日本政府としては、中国市場での優位を保持するためにも、米国に先立って中国近代化への協力意思を具体化する必要があった。それが、「カーター訪中の前に（大平首相が）行かなければ意味がない」との声が政府部内に広がった所以であり、その結果、大平首相の年内訪中という政治日程が浮上してきたのである¹⁶⁰⁾。

ちなみに、こうした日本政府の意図は、大平首相の訪中が、そもそも戦略的な文脈とは基本的に異なる次元で進められていたことを示している。つまり、少なくとも大平訪中が議論され始め、その日程が確定されていく過程においては、同じ時期増大していたソ連の軍事的脅威に対する日中結束の確認、あるいは中国の西側志向の強化といった意味での戦略的考慮は全く見当たらないのである。むしろ目立つのは、プラント契約保留事態発生以後、日中経済関係の改善を理由に中国側から大平首相の早期訪中を求める声が強まっていたこと、また中国の近代化計画に対する意思表明のタイミングをめぐって日米政府間に微妙な競合関係が存在していたことである。

(2) 要請案件

中国側の政府借款要請について外務省は、すでに8月初めから「応じること自体には問題がない」と前向きの見解を表明し、借款提供を前提として供与の条件や規模など具体的な内容を検討していく考えを示した。そこで、大平首相の12月訪中という政治日程が浮上してくることによって、首相

の訪中に合わせて政府借款問題に決着をつけようとする動きが外務省だけでなく、政府借款に関与する他の省庁にも共有されていった。

そうした中、9月1日、谷牧副首相の来日により、いよいよ中国の要請する政府借款の規模と事業計画の全容が明らかになった。その内容は8つのプロジェクトからなり、所要資金規模は総額55億4,000万ドル（約1兆2,000億円）に達するものであった。8つのプロジェクトには、水力発電所3カ所、鉄道建設・拡充3線、港湾建設2カ所が含まれ、中国側は所要資金の全額を海外経済協力基金から借りたい意向を示した。

プロジェクトの内容において、まず注目に値するのは、中国側が8つのプロジェクトのうち、優先順位1、2位にあげている山東省石臼所港の建設と兗州—石臼所間の鉄道建設である。（表2参照）これらは、日本の石炭業界が中国との共同開発を進めていた兗州炭鉱の石炭を運び出すための施設であった。とくに石臼所港湾の優先度が高いのは、石炭の積み出しを目的とする輸出港として立地条件が良い上で、石臼所を通じて輸入した鉄鉱石を宝山製鉄所の原料とすることが考慮された結果であった¹⁶¹⁾。兗州—石臼所間の鉄道も石臼所港が完工する83年に開通される予定で、早ければ同年からこれらを通じた日本への石炭輸出が開始されるとの見通しが示された。

なお、これとほぼ同じ目的で協力案件にあげられたのが、北京—秦皇島間鉄道拡充と秦皇島港拡充であった。まず、北京—秦皇島間鉄道拡充件は

北京周辺の石炭輸送力増強を目的とする4つの小案件に分かれており、それは北京周辺にある3つの炭鉱をつなぐ鉄道の建設と、北京に集められた石炭を秦皇島港まで迅速に運ぶための鉄道複線化計画からなっていた。また、従来大慶原油の積み出し港として利用してきた秦皇島港の拡充事業は、既存の石油専用バースに石炭用バースを増設する内容であった¹⁶²⁾。

一方、衡陽—広州間鉄道拡充案は、北京から広州まで中国大陸縦断鉄道を整備するもので、単線となっている衡陽—広州間鉄道を複線化し、すでに複線化されている北京—衡陽間線に連結させるという、中国の基幹鉄道のいわば「新幹線化」を目的としていた。そして残り3件の水力発電所建設計画は、いずれも以前から日本側が対中経済協力の目玉と予想していた揚子江上流の三峡水力発電開発計画に比べると小規模なもので、経済調整政策の影響がうかがえる案件であった。

以上の要請案件の内容にみられる最大の特徴は、全体として社会基盤施設の整備を目指しながら、とくに中国内陸の石炭を輸送し輸出するための環境整備に最重点が置かれていることである¹⁶³⁾。その背景について谷牧副首相は、翌月の日本政府の資金協力調査団との会談において次のように答えている。

「今次要請に対する協力は日本にとっても長期的には大きな利益をもたらすものである。すなわちエネルギー問題は今後の国際政治・経済の

表2 対中政府借款協力案件（中国国家基本建設委要請）

優先順位	計画案件	期間	所要資金(億ドル)
1	石臼所港建設（山東省）*	3年	3.2
2	兗州—石臼所間鉄道建設（山東省）*	3年	3
3	竜灘水力発電所（広西自治区）	6年	15.5
4	北京—秦皇島間鉄道拡充（北京市、河北省）*	3年	6.5
5	衡陽—広州間鉄道拡充（湖南省、広東省）*	4年	9.1
6	秦皇島港拡充（河北省）*	3年	1.6
7	五強渓発電所（湖南省）*	6年	8.1
8	水口水力発電所（福建省）	6年	8.4
計			55.4

(*は日本政府の最終案に含まれた対象案件)

重大な問題であり、また産油国にとって民族主義・独立の動きとあいまって石油が一つの武器となっている趨勢は否定できない。さらにまた石油は長くとも今世紀末までの有限のものである。このような現状にあって石炭貿易はいずれ日中間の重要議題として日程にのぼってくることとなろう」¹⁶⁴⁾

つまりここでは、借款対象案件の選定にあたって、対日貿易上の考慮が借款対象案件の選定に深く影響していることがうかがえる。実際、秦皇島と石臼所両港は、完工される場合、それぞれ全体積み出し量の3割と4割が日本向け輸出に充てられることが予定されていた¹⁶⁵⁾。さらに、その輸出収入を借款の返済に充てることが想定されており、その意味で、「石油とプラントの交換」という既存の日中貿易のパターンとなんら変わらない発想が確認される¹⁶⁶⁾。

一方、日本側にとって、中国からの石炭輸入の問題は、日中貿易の「将来」に関わるものというよりは、むしろ長期貿易取決めの締結以来の懸案であったといえる。第3章でみたように、中国炭の輸入については、長期貿易取決め交渉の最終段階で中国から強い要請があり、その大量の輸入が取決めの中に確定されていた。しかし、他の輸入炭に比べ割高な中国炭の引き取りに、国内の鉄鋼業界等は早くから難色を示していた¹⁶⁷⁾。それゆえ、輸送環境の整備により輸送コストが減少すれば、中国炭の引き取りがより容易になるはずであった。

このように、石炭の輸送・輸出関連のプロジェクトは、従来の日中貿易上の要求にこたえるという性格を強く内包している。したがって、それらが要請案件の中核をなしていたことは日本側にとっても「大変都合のよいこと」であった¹⁶⁸⁾。その後、これら4つの石炭関連プロジェクトが日本政府の最終案にそのまま含まれるようになったことは、日本側においても、既存の日中貿易との整合性如何が、対象案件の決定に重要な判断基準として考慮されていたことを示している。

(3) 対中援助への外務省の基本姿勢

谷牧副首相の訪日により、中国側の求める政府借款の規模と対象案件の内容が明らかになると、外務省を主軸として関係省庁も対中政府借款の具体化に向けて準備作業に着手した。当面の日程としては、9月末から10月初めの間に、外務、通産、大蔵、経済企画の四省庁からなる政府調査団が訪中し、対中政府借款の交渉にあたることが予定されていた。(後に運輸省が加わる)

しかし、具体的な交渉に入る前に、政府、とりわけ外務省としては、どのようなスタンスで対中政府借款供与問題に臨んでいくかを明確にする必要があった。というのも、中国の諸外国に対する援助要請はこれが初めてであり、そのため、海外から日本政府の出方に多くの関心が向けられていたからである。また、国内的にも、対中援助の開始をめぐっては、期待と不安とが混在した、決して単純でない状況が存在していた¹⁶⁹⁾。

そうした中、対中援助の具体化にあたる外務省の基本姿勢の一端を表したのが、谷牧副首相との会談時に大平首相が提示した3つの方針（後に大平3原則、あるいは対中経済協力3原則と呼ばれるようになるもの）であった。すなわち、1) 対中経済協力は日本だけの力ではできないため、欧米各国と協調しながら協力する、2) その際、アジア、とくにASEAN諸国の意向を配慮する必要がある、3) 軍事面の協力はできない、という方針であった。

まず、欧米各国との協調の重視は、いうまでもなく、日本の中国市場独占に対する欧米の疑念を払拭するためのものである。だが同時に欧米との協調は、中国への借款供与を政府開発援助(ODA)に含めるためにも必要であった。すなわち、ODAの対象となるには、OECDの開発援助委員会(DAC)から開発途上国の指定を受けなければならないが、この時点では、通常の経済協力の対象国とは異質の政治体制・軍事力を持つ中国を果たして開発途上国と認定することができるかについて、とくに西欧諸国の中にかなりの異見が存在していた¹⁷⁰⁾。ちなみに、当初外務省の中でも、体制の違いから中国に「援助」することに

相当な抵抗が存在していたといわれる¹⁷¹⁾。

次に、ASEAN諸国への配慮の問題は、具体的には、借款の規模を策定するにあたってASEAN諸国とのバランスを如何にとるかという問題であり、その意味で、それまでの援助政策の中に中国向けの政府借款をどのように位置づけるかに関わる問題であった。これに対し外務省は、対中援助の開始によってASEANをはじめ発展途上国に対する援助政策が変更されることはないという立場を明確にする一方、対中政府借款の具体的な規模の提示に極めて慎重な姿勢をとることになる。

最後に、軍事面の協力はできないとしたのは、対中政府借款から政治的な色彩を取り除くことで、主にソ連からの反発を未然に防止しようとする布石であった¹⁷²⁾。78年末の段階で、大平首相や外務省が対ソ関係改善に腐心していたことはすでに述べた通りであるが、その方針は79年にも基本的に維持されていた。もっとも、79年初め以降、ソ連の極東軍増強に起因する「ソ連脅威論」が防衛庁などを中心に台頭したが、それによって首相周辺や外務省の対ソ認識が急激に変化したという証拠は見当たらない。外務省が「西側の一員としての自覚」のもとで対ソ強硬路線に転じたのは、大平首相の訪中直後に生じたソ連のアフガニスタン侵攻以後のことである¹⁷³⁾。

こうして、対中援助の具体化にあたる外務省の基本原則が、まず国際的環境作りを目的として打ち出されることとなった。特定の国を対象とする援助政策の対外的意味付けが、その具体的な内容が確定されるかなり前の段階でこれほど明確になされたということは、それ自体日本の対中援助に向けられた外部の関心の高さをつぶさに物語っている。また、その内容においては、78年末、対中協力にどう踏み切るかをめぐる政府部内の議論が整理された形で提示されたものといえよう。

しかし、当然ながら、対外援助は、一次的に援助供与国と受入国との間の営みであり、その意味で援助供与国の国益増進と受入国の国内経済・社会発展を基本的な目的とするものである¹⁷⁴⁾。したがって、政策の具体化にあたっては、国際環境の

中でそれを成り立たせる努力とともに、両国間の関係やそれぞれの国の国内状況とにかく合わせる作業が不可欠である。具体的にいえば、対中援助を従来の日中経済関係の中にいかに位置づけ、またその内容に両国経済からの要請をどのような形で反映させるかを考慮しなければならない。そこで、こうした問題に外務省が当初どのような考え方をもっていたかを知る上で参考になるのが、9月末の政府調査団派遣に備え、その基礎資料として外務省がまとめた「日中経済関係の長期展望」という報告書である¹⁷⁵⁾。

この報告書の最大の趣旨は、日本にとって不明なところの多かった中国の近代化計画およびその見直し過程を正確に分析・評価し、そのうえで日中経済関係を展望するところにある。そこではまず、中国の近代化計画について、概して肯定的な評価がなされている。具体的には、79年初め以来の経済調整政策の主要内容に関し、全体として重工業中心の基本建設は縮小する傾向にあるが、軽工業、エネルギーおよび輸送部門などの面ではむしろ強化されていること、また、外国技術の導入、外国資金の活用にはなお積極的に取り組んでおり、とくに外国資金利用に向け国内の関連法規の整備をはじめとする受け入れ体制作りが急がれていること、などが指摘されている。また、経済運営と組織の面でも、開放的な政策運営のもとで、中国でも企業活動を刺激するような利潤配分の考え方が導入され、今後経済活動の中に定着していくとの展望がなされている¹⁷⁶⁾。

また、報告書では、日本の産業構造の変化およびエネルギー政策の観点から、対中貿易の重要性を強調している。日本の産業構造の変化に対応するための中国への機械・プラント類の輸出とともに、石油、石炭、金属資源の補完的供給源として開発協力の必要性を指摘している。同時に、一部の軽工業品分野において、貿易バランスの見地から、国内市場の開放の必要に迫られることが予想されるが、全体の傾向としては、日中の貿易関係は当分、競合よりは相互補完を主とする関係が維持されるとの見方が示されていた。

最後に、報告書は、対中経済協力のチャンネルについても、極めて示唆的な指摘を行なっている。そこでは、既存の対中ルートが複雑な展開を見せてきた日中関係の各局面において、それなりの役割を果たしてきたことを認めつつも、とくに「国交回復以前の文化的関係、および経済的関係が極めて属人的な形で維持されている」既存のルートではむしろ交渉力を失う可能性があり、したがって政府ベースを中心とする各種チャンネルの整理、あるいは政府ベースによる一元化の必要性が唱えられている。具体的な言及さえなかったものの、ここでいう「復交以前の文化的関係、経済関係を極めて属人的な形で」引きずっているルートというのが日中経済協会を指していることは、今までの論述から明白であると考えられる。

以上の内容から、間接的ながら、対中援助の経済的側面に対する外務省の基本的な考え方をうかがうことができる。そこで明らかにされているのは、第一に、いくつかの問題を含みながらも、中国の経済状況は近代化への安定的な移行局面に入っている、ゆえに、借款供与に当たってのカントリー・リスク（金融機関の融資対象国の信用度）は憂慮されるほど高くないとの見方である。第二には、近代化による中国経済の発展に伴い、日中経済関係も新しい様相を示していくことが予想されるが、当分その変化は競合より相互補完の様相を示す公算が高く、よって、経済協力によるいわゆるブーメラン効果が生じる可能性は希薄との判断である。第三に、中国への経済協力は、日本の国内産業の動向と国際的（地域的）産業調整の両方を考慮したうえで中長期的な観点から進めるべきとの見解である。そして最後に、日中経済関係の既存チャンネルは今後、政府ベースを中心に調整されていくべきとの主張である。

もっとも、70年代を通じて対外援助の質的改善を唱えてきた外務省として、対中援助の意義をこうした経済的側面のみに求めていたとは考えにくい。しかし現に、政府ベースの対中資金協力に経済界が大きな期待をかけている状況の下で、また明示的に経済的側面を強調する通産省との意見調

整のためにも、そうした側面に対する立場を整理しておく必要があったと考えられる。

こうした観点からすると、10月1日、借款案件の具体的詰めのため中国に派遣された政府調査団の最大の目的が、中国の経済近代化計画の全体像を把握し、その効率的な遂行に各プロジェクトがいかなる役割が果たすことができるかをはかる点にあったのは、自然なことであったかもしれない。政府調査団を率いて訪中した梁井新一外務省経済協力局長は、帰国直後の講演会で、対中借款についての考え方を、次のように語っている。

「政府としては、どうしても円借款が中国の近代化に最も効果的に使われることを確実にする必要がある。政府は、円借款が効果的に使われているかという国民の批判に絶えずさらされているからである。中国の計画全体をうかがって、その計画の中にわれわれの資金がうまく組み合わされて中国の開発に貢献するようにもっていきたい」¹⁷⁸⁾

また、この調査活動を通じて改めて確認されたのは、総合的な経済力のみならず、中国側の技術力もすでに相当の水準にきていたという事実であった。したがって、中国の場合、開発途上国に対する通常の援助手順とは違って、プロジェクトの発掘や基本設計作業など、最初から面倒をみる必要はなく、既存の技術水準を基礎にして、それを補完し改善する形で協力を進めるのが「中国の国内ニーズに最も効率的に対応できる」との感触が得られた¹⁷⁹⁾。

第3節 最終決定へ

(1) 通産省と外務省の攻防

11月初め、対中円借款供与の通産省案が明らかになった。中国側の要請した8大事業計画のうち、5つのプロジェクトを対象案件に、合計15億ドルの借款を供与するとの方針であった。対象案件の内訳は、石臼所港湾建設、兗州—石臼所間鉄道建設、秦皇島港湾拡充、北京—秦皇島間鉄道拡充の

石炭関連4つのプロジェクトと、湖南省の五強渓発電所建設プロジェクトとなっていた。

まず、石炭関連の案件がすべて借款適用の対象となったのは、前述したように、中国における石炭輸送施設の不備、ならびにそれに起因する価格の問題が、長期貿易取り決め以来日中貿易上の懸案となってきたという背景がある。しかしそれと同時に、この時期、通産省を中心に海外石炭の輸入拡大が積極的に図られていたことも考慮されるべきであろう。すなわち、78年秋のイラン政変に端を発した第二次石油危機の発生を機に、世界的に石炭見直しの機運が強まり、例えば79年6月の東京サミットにおいては、石油節約が合意されたとともに、石油代替エネルギーの開発・導入が決議され、なかでも石炭の利用拡大が強調されていた。このような世界的動向の中で、日本でも石炭見直しが本格化されることになり、とくに海外炭の開発・導入は、石油代替エネルギー対策の推進にあたって中核的な課題の一つとして位置づけられていた¹⁸⁰⁾。

しかし、中国炭の開発については、こうした政策次元の対応に先立って、民間レベルすでに協力体制が整っていた。78年後半から大手石炭会社を中心に対象地域の妥当性調査が始まり、79年初頭には基本設備の供給と技術協力を含めた設計図が出来上がっていた。そして、妥当性調査の結果、石炭の質の面で国際水準に近接するほぼ唯一の炭鉱として中国との共同開発が予定されていたのが借款要請案件に含まれた兗州一帯であったわけである¹⁸¹⁾。

つまり、エネルギー政策の見地からも、すでに行われている民間の石炭開発事業を支援する意味からも、石油関連案件に対する通産省の選好は自然なものと考えられる。一方、水力発電所については、対象案件となった五強渓発電所が、周辺の鉱山から産出される豊富な非鉄金属の精製用として、中国側の建設計画が比較的進んでおり、鉱物輸出による外貨獲得に役立つとの理由が提示された。その他、借款の対象から除外された竜灘発電所と衡陽—広州間鉄道の拡充案件は、それぞれ東

南アジアへの配慮が主な根拠となつた¹⁸²⁾。

ところで、これらの対象案件を決める過程では、通産省と外務省との間に一種の取引が存在したようである¹⁸³⁾。政府内部文書によると、当初通産省の方針は、可能であれば、8つの案件すべてを案件対象とするものであったという。その際、通産省の立場を援護していたのが、河本敏夫を中心とする一群の政治家である。とくに河本は、「中国側の言っている案件は全部対象とするということでないと、政治的な意味合いが乏しくなる」と前提した上で、案件構成の具体的な形として「イラク方式」、すなわち、案件を即時入れ替え可能なものにすべきことを主張していた¹⁸⁴⁾。これに対し、外務省は援助総額が膨らむことを恐れ、対象案件の数をできるだけ絞ることを要求してきた。そこで通産省が提案したのが、「1—2件にとどめるのは無理にしても、もし“アントイド”問題に外務省側の妥協が得られるならば対象案件を3—4件にまで絞るということは考えられる」というものであった。

ここでの「アントイド問題」というのは、資機材の調達先を特定の国に限定せず、すべての先進国までに広げる「一般アントイド」方式を対中援助に採用するか否かをめぐって、当時通産省と外務省の見解が先鋭に対立していた状況を指している。まず、外務省は、対中政府借款に一般アントイド方式を採るとの方針を、すでに政府調査団の訪中前から固めていた。その背後にはまず、78年1月の牛場・ストラウス会談で「黒字減らし」対策の一環として一般アントイドの原則が宣言されて以来、その採用が援助供与時の基本方針として定着しつつあったという一般的な事情が存在する¹⁸⁵⁾。しかしそれ以上に重要なのは、一般アントイド化が、対中援助に対する欧米諸国の疑念を払拭するための一つの根拠となっていたことである。その際、外務省側がとくに神経を尖らせていたのが米国の反応であった。実際、政府調査団の訪中以来、米国は様々なチャネルを通じて「一般アントイド」への強い要望を日本側に繰り返し申し入れてきた。そこには、仮に「トイド」になる

場合、米国内の業界や議会の反応を考慮して、米政府が借款供与それ自体に反対する状況になりかねないとの強硬な発言も含まれていた。こうした状況下で、日本が敢て米国の要望を無視する形でタイド借款に踏み切るとすれば、それは自らの経済利益の追求に走る日本のイメージを改めて米国に与えることになり、日米経済関係の懸案の解決、ひいては、日米関係全般に極めて好ましくない影響を与える恐れがある、というのが外務省の判断であった¹⁸⁶⁾。

しかしこうした外務省の主張へ通産省は真っ向から反論する。まず、欧米諸国に根強いとされる「市場独占」論について、通産省は、「そもそも中国はそんなことをさせてくれる国ではない」と前提したうえ、こうした疑念を「中国の対外経済政策の原則を無視」した「全くいわれのないもの」と強く批判している¹⁸⁷⁾。さらに米国からの圧力に対し、出張中の同省の米州大洋州課長が米側の財務省次官補と国務省の日本部長に面談、直接に「中国に対してはタイドの援助とならざるを得ない」理由と背景を説明している¹⁸⁸⁾。もっとも、後者の行動に対し通産省側は「個人的な接触」に過ぎないと釈明したが、いずれにせよ、当時通産省が対中援助のタイド化にどれだけ執着していたかを物語る事柄であることは間違いない。

こうした通産省のタイド化への執着には、対中プラント輸出への配慮が最も重要な契機をなしている。そしてそれは、通産省にとって、単に業界の要求に答えるという意味ばかりでなく、対中貿易について同省の描いていた方向性に関わる問題であった。外務省との懇談の中で、通産省幹部は、「貿易構造が商品輸出からプラント輸出へと根本的変容を遂げている折に、これを政策的に支援する必要があるところ、プラント輸出と密接な関係にある円借款をアンタイドとするることは、通商政策上好ましくない」との認識を示している¹⁸⁹⁾。このことは、対中政府借款に対する通産省の考え方が、既存の輸出金融や開発金融に投影された政策意図と基本的に同一のものであることを示している。

しかし一方、対外的配慮と並んで、外務省が一般アンタイの条件付けにこだわっていたのは、それを通じて、今回の借款供与が既存の対中資金協力の施策とは「本質的に異なる」ものであることをアピールし、対中経済協力への新たな姿勢を明確に打ち出すためでもあった。つまり、調達条件がタイドやLDCアンタイドである限り、それは従来通産省主導で行われてきた輸出金融などによる資金協力との差別がつけられないゆえに、この資金協力が「援助」であるという趣旨を徹底させるためにも、一般アンタイとする必要があると判断したのである¹⁹⁰⁾。このように、調達方法をめぐる論争は、ひいて対中経済協力のあり方をめぐる論戦でもあり、この点においては、両省の間の姿勢の相違は明確なものであったといえる。

こうした両省の対立は、就任したばかりの大来佐武郎外相が、中国への円借款をアンタイドにすべきであるとの「個人的」見解を発表すると、さらにエスカレートし、結局、最終的判断が大平首相の政治決断に委ねられることになった。その結果、「原則としてアンタイドとする」との妥協案が導かれるわけであるが、ここで留意すべきは、外務省内にすでに歩み寄りの可能性が模索されていたことである。そしてその前兆は、外務省が一般アンタイ化の妥当性に次のような根拠を提示しているところに表われる。

「もとよりわが国が援助を行う場合、本邦企業の立場を全く捨象することは適当ではないが、従来の地道な信頼関係の構築によって、中国市場におけるわが国企業の競争力は強く、一般アンタイドの場合においても、ほとんどの案件についてわが国企業が落札するものと思われる。かかる観点から見ても、むしろ、中国こそ一般アンタイ化に最も適した国であるということができる」¹⁹¹⁾

さらに、11月19日の経済協力局のメモには、「一般アンタイ化については、政府部内で通産省が対中借款全体のいかんにもかかわらず、一般

アンタイドとすることについて極めて強く反対しているところ、もし、通産省において例外的に一般アンタイドとしないことについて対外的に説明のつく一般的な基準を提示するのであれば、最終的には「原則的に一般アンタイド」とすることも検討することとする」と書いてある¹⁹²⁾。従来の一般アンタイド原則に例外の可能性を認めたのである。また、政府部内で最終調整が進行していた11月29日、大来外相は、より具体的に「日本のメーカーはアンタイドでは困ると思っているだろうが、何が何でもアンタイドではない。例えば、コンサルティングはタイドされる。また借款対象事業の計画作成や技術指導については日本企業に限ることも可能」との立場を明らかにした¹⁹³⁾。もちろん、ここでいうコンサルティングや技術指導のタイド化がプラント輸出を念頭に置いていることは言うまでもない。

しかしこうした外務省の妥協案も「タイド化の明示」を主張する通産省の了解を得ることはできず、結局、事務レベルでの結論は「調達方法について首相訪中時には触れない」ことで暫定合意がなされ、首相の最終決断を仰ぐことになった¹⁹⁴⁾。

(2) 最終決断

ところで、首相の最終決断に持ち込まれたのは、調達方法の決定だけではなかった。もう一つ、最終段階まで調整がつかなかったのが、円借款の総額を提示するかどうか、という点であった。ここでも論争の主役は通産省と外務省となっていた。通産省が、6年間の援助総額15億ドルを明示すべきと主張していたのに対し、外務省は、総額を明示せず、毎年度、実務者会議を開いて翌年度の供与額を決める「単年度主義」を貫いていた。外務省の「単年度主義」には、財政上の基本的な制約以外に、主に東南アジアへの配慮が働いていた。すなわち、15億ドルの総額は、77年8月に福田総理がASEAN諸国を訪問した際、約束した10億ドルの資金協力を大きく超える規模であり、それゆえ、対中援助に対するASEAN諸国の懸念を強めるとの判断であった。加えて、外務省は、中国がなお経済計画の調整中にあるため、多年度コミッ

トは適当ではないとの見解を示していた¹⁹⁵⁾。

いずれにしても、最終的な問題は、1) 調達方法をどうするか、2) 総額を明示するかどうか、に圧縮された。11月30日、大平首相と伊東正義官房長官に対し、対中円借款に関する事務レベルの最終案の説明が行われた。まず、調達方法について、同席した大来外相が日米関係への影響を根拠に、アンタイド明示への意思を表明した。

「実は、バンス長官から今日書簡で申し入れがあり、対中借款は一般アンタイでしてもらいたいとの趣旨でした。余計なことですが、米国は、日本がイランの石油をどんどん買っていていることについて強い不満を示しており、政治問題になりかねない状況との情報がたった今入りました。この問題とタイドの問題が重ねると、日米関係はかなり悪い状況になりかねません」¹⁹⁶⁾

それに対し、大平首相は次のような見解を述べた。

「原則アンタイでよいのではないか。実際は多少ケース・バイ・ケースでやればよい。先程、三菱のモリヤさんが来られたが、プラントというものは、はじめから相談してやるのだからタイドでないとやれないものもあるようだ。例外を作つていけば大した違いはない」¹⁹⁷⁾

結局、大平首相の提案には伊東官房長官も賛同の旨を示し、調達方法をめぐる長い論戦は「原則としてアンタイド」という形で決着することになった¹⁹⁸⁾。それは、一見米国からの要請に大いに配慮した結果のように見えるが、実状は、大平首相の発言に極めて具体的に表われているように、対中プラント輸出への影響を憂慮した経済界の要求がほぼ全面的に反映された結果であった。

一方、総額明示の問題については、事前素案に「6案件でおよそ15億ドルにのぼるが、現段階においてその金額につき将来にわたる供与を約束す

るものではない」とされていたことに対し、伊東官房長官から「単年度主義の予算だから多年度のコミットができないことは理解するが、このような内容では恥ずかしい。……プロジェクトが完成するように毎年誠意を持って協力するというのいいのではないか」との意見が出された。そこで、大平首相が、「こういうことでいいのではないか。以上6案件でおよそ15億ドルにのぼるが、明年度以降の供与額は対象プロジェクトの調達条件等の進捗状況、政府直接借款の規模などを勘案して考慮していきたい、ということでおよいのではないか」と提案した。そこで、大平首相の提案を基本線に、「およそ15億にのぼる」の部分を「現状ではおよそ15億ドルと推定される」へと修正することで、総額明示の問題にも決着がついた¹⁹⁹⁾。

こうして、大平首相の裁断を経て、対中政府借款供与についての「政府案」が最終的に決定された。それは第一に、6つの事業を対象に借款供与を約束する、第二に、資金協力は初年度500億円とし、次年度以降は毎年ごとに両国が協議して供与額を確定する、そして第三に、借款は原則としてアンタインドにする、というものであった。また借款総額については、共同新聞発表では公表せず、華国鋒首相との首脳会談の中でその「大枠」を直接提示することになった。

以上の経緯からわかるように、この政府案は、借款供与の内容および条件において、通産省の意見が比較的充実に反映された結果であった。もちろん、最終的に大平首相の裁断が決定的な役割を果たしたことはいうまでもない。しかし、調達方式をめぐる対立の渦中で、外務省内部で、条件付けであったとはいえ、最終決定に極めて近い具体案が検討されていたことを考えると、これら「三者」間の距離は最初からそれほど遠くなかったかもしれない。そこには、復交後、日中経済関係の新たな展開の中で形作られてきた日中経済の相互依存状況、そして日本経済が中国の近代化計画にすでに深入りしている現実への共通した認識が存在していた。通産省との意見調整の可能性を問う質問について、大来外相は次のように答えている。

「中国経済の発展が日本の利益になる点、また、決して一方通行の借款ではなく、長期的にはわが国のエネルギー政策に寄与する点で、対中円借款は互惠的なものであり、国益からいってもある程度のことを行なうべきであると思ふ。この辺の認識については通産省とも意見が著しく異なるわけではない。ただ外への響きをどの程度気にするかが違ひであろう」²⁰⁰⁾

第6章 結 論

以上、本稿では、序章で提示した三つの設問に対する解答が得られた。まず第一の課題であった70年代における日本の対中経済協力の展開と対中援助開始との関係については、対中援助開始は、78年初め以後、中国の近代化計画の本格的展開により、対中経済協力の中核的な課題として浮上した資金協力問題に対する日本政府の政策的対応であることが説明された。しかし、それに至る過程は単線的なものではなく、対中援助に踏み切るには、外部の厳しい視線をいかに和らげるか、そして中国近代化の前途をいかに冷静に展望するか、などの課題をまず解決しなければならなかった。そうした新たな課題への対応を迫られる中で、それまで対中経済協力を主導していた通産省と財界の官民協調体制が明確な限界を露呈し、新たな扱い手として、外務省を中心とする政府主導体制が成立することになった。一方、「自力更生」時代の対中協力に積極的に携わってきた人々が、対中援助開始の実現に一定の役割を演じていたことも確認された。

また、第二の課題であった70年代日中経済の相互依存の構造については、それが中国の資源と日本のプラントの交換を中核的な内容としていたことが明らかにされた。まず中国にとって、とくに「自力更生」の時代においては、経済建設を遂行するに当たり日本からの資機材の導入は極めて重要な意味をもっていた。そのことは、中国が国内のエネルギー需要を抑制し、政治的リスクを甘受してまで石油の対日輸出を推進してきたことにも明確に現れる。一方、日本にとって、中国原油の

輸入は、石油危機以後のエネルギー政策の重要な要素であり、また、プラントをはじめとする資機材の対中輸出は、国内不況の長期化、ならびに貿易構造の変化等により、「将来的」な意味においてのみならず、「現在的」重要性をも帶びていた。こうした相互依存性は、78年の日中長期貿易取り決めにより具体的な形を取ることになるが、それは一方で、中国の近代化計画に日本経済が完全に組み込まれたことを意味するものであった。

最後に、第三の課題であった日中経済関係の現状と実際の援助政策との関係については、援助対象案件の内容、ならびに調達方式をめぐる調整過程を検討することで、政策担当者たちが、日中経済の相互依存の現実に対する共通認識をもとに、それをより緊密で固い基盤をもつものにするとの意図を実際の政策内容に反映させたことが実証された。まず、対象プロジェクトの選定においては日本のエネルギー政策上の配慮が強く作用した。それは最終的に選ばれた6つの対象案件の中に、当時代替エネルギー源として注目されていた石炭の輸送および輸出関連の4つのプロジェクトがすべて含まれるようになったことに表われた。また、調達方式をめぐる調整過程においては、外務・通産両省の先鋭な対立の背後に、日中経済の相互依存状況への認識が共有されており、両者の歩み寄りの可能性はすでに存在していたことが確認された。

本稿の成果は二つある。第一に、対中円借款開始の政策動機に関する従来の解釈が、およそ一面的なものであり、部分的には実態に即していないことが明らかにされた。確かに、中国の「体制安定のための支援」という援助目的は政府部内の議論で確認されるが、それが唱えられ始めたのは、援助政策の具体的骨格がほぼ決まった11月になってからのことであり、こうした動機では最初に対中援助が議論され始めた背景や、実質的な政策内容を説明することができない。政策動機に関する一方の議論、すなわち中国の「西側志向の強化」および「対ソ包囲網構築」などに前提されている70年代末の国際政治情勢の変化は、少なくとも大

平訪中までは、日本政府に深刻に受け止められておらず、むしろ対中援助開始と関連して重要な国際環境の変化は、アメリカの対中経済協力姿勢の積極化という契機であった。

第二の成果は、70年代の日中経済関係の文脈で、対中援助開始の占める位置が明らかにされたことである。つまり、対中援助開始が、実は、70年代の対中経済協力体制の転換を意味する事柄であることを解明することで、70年代の日中経済関係の展開を一貫して理解できる視点が提示されるとともに、経済協力の本格化と直接投資の増大に特徴付けられる1980年代の日中経済関係の流れとの接点が設けられたといえよう。

- 1) 田中明彦『日中関係：1945—1990』（東京大学出版会、1991），p 110–112，「戦後処理型」外交については、友田錫『入門・現代日本外交：日中國交正常化以後』（中央公論社、1988），第一章参照。
- 2) 中西寛「自立的協調の模索：1970年代の日本外交」五百頭旗真編『戦後日本外交史』，pp 183–184；同「総合安全保障論の文脈：権力政治と相互依存の交錯」日本政治学会編『年報政治学 危機の日本外交：70年代』（岩波書店、1997），p 113
- 3) Yasutomo, D. (1986) *The Manner of Giving: Strategic Aid and Japanese Foreign Policy.* (Studies of the East Asian Institute: Columbia University), p 4–5; Orr, R. (1990) *The Emergence of Japan's Foreign Aid Power.* (New York: Columbia University Press), p 71–75, 同様の見解は、稻田十一「日本の援助外交：民主化・市場経済化支援の理念」草野厚・梅本哲也編『現代日本外交の分析』（東京大学出版会、1995），p 154–155にもみられる。
- 4) 添谷芳秀『日本外交と中国：1945—72』（慶應義塾大学出版会、1997），p 150–151, p 243, Soeya, Y. (1998). *Japan's Economic Diplomacy with China, 1945–1978.* (New York, Oxford University Press), p 134–135
- 5) 李恩民『転換期の中国・日本と台湾：1970年代中日民間経済外交の経緯』（御茶の水書房、2001），

p 298

- 6) 例えば、国分良成「冷戦終結後の日中関係—『72年体制』の転換」『国際問題』(2001年1月), p 48, Ishikawa, Shigeru., "Sino-Japanese Economic Co-operation", *The China Quarterly*, No. 109. (March, 1987), p 3-4。
- 7) 例えば、丸山伸郎「日中経済関係」岡部達味編『中国をめぐる国際環境』(岩波書店, 2001), p 94-97, 添谷, 前掲書, p 243
- 8) Lee, Chae-jin. (1984) *China and Japan: New Economic Diplomacy*, (California: Stanford University), Ch. 4, 李恩民, 前掲書, 第6章参照。
- 9) 代表的な研究として、緒方貞子「日本の対外政策決定過程と財界—資本自由化・日中国交正常化過程を中心に」細谷千博, 締實讓治編『対外政策決定過程の日米比較』(東京大学出版社, 1977), および添谷芳秀「日中国交正常化と日中貿易」「法学研究』62 (10) (1989年10月) などがあげられる。
- 10) 『朝日新聞』1971年9月16日
- 11) 『朝日新聞』1971年11月23日
- 12) 添谷芳秀『日本外交と中国』(慶應義塾大学出版会, 1995), p 239
- 13) 藤田勇夫「米中新時代下の日本財界」「経営問題」(季刊中央公論) (1972年冬) p 250
- 14) 田中脩二郎「日中経済交流についての会談メモ」「アジアレビュー」(1972年10月) p 46
- 15) 『朝日新聞』1972年8月13日
- 16) 『朝日新聞』1972年9月3日
- 17) 添谷, 前掲書, p 241。添谷によると、覚書貿易グループは当初「日本の対外貿易全般にとってのJETROのような組織」を念頭においていたという。
- 18) 李恩民『転換期の中国・日本と台湾』(御茶ノ水書房, 2001), p 31-32
- 19) 添谷, 前掲書, p 241-242
- 20) 同協会の「設立の趣旨と目的」には、日中経済交流の意義について次のように語っている。「……日中両国は、一衣帶水という地理的な近接関係にあるばかりでなく、政治・経済・文化の面においてもきわめて密接な相互補完関係にある。この両国が十分に理解しあい、互恵平等、有無相通の精

神を基礎として双方の経済発展を図ることは日中両国においてのみならず、アジアの平和とその発展のためにも重要な意義を持っている」日中経済協会『財團法人日中経済協会の概要』(1972年11月)

- 21) 日中経済協会, 前掲書, p 1-2
- 22) 添谷, 前掲書, p 243-244
- 23) 内海明「日中貿易の未来図」「朝日ジャーナル」(1972年9月15日), p 21
- 24) 当時、こうした長期貿易協定の締結にもっとも積極的だったのは、中曾根通産相であった。中曾根通産相は、日本から長期・低利の延払い大型機械・プラントを輸出し、その見返りに中国から石油・石炭・農産物を輸入する経済協力協定の構想を、復交以前から財界などに示していた。『朝日新聞』1972年8月16日
- 25) 『朝日新聞』1972年9月30日
- 26) 『日本経済新聞』1973年1月19日
- 27) 岩山耕二「日中貿易協定のメドがつく」「世界週報」(1973年2月6日), p 37
- 28) 内田禎夫「日中貿易協定について」「日中経報」(1974年2月), p 12-13
- 29) 内田, 前掲論文, p 18
- 30) 内田, 前掲論文, p 20-21
- 31) 宮下忠雄・上野秀夫『中国経済の国際的展開』(ミネルヴァ書房, 1975年), p 221
- 32) 国交正常化以前の72年7月、中曾根通産相は、ピニロン・メーカーの中国向け合織プラント輸出に輸銀の延払い融資を認める方針を発表している。『朝日新聞』1972年7月26日(夕刊)
- 33) 契約に至る交渉経緯については、尾越秀夫「鉄鋼圧延プラント商談の交渉過程」「日中経済協会会報」(1974年12月)
- 34) 田中脩二郎「日中経済交流の将来に関する中国側見解」「アジアレビュー」(1972年10月), p 50
- 35) 74年の中国の貿易収支は、対日貿易における巨額な入超に加え、従来から主な外貨獲得源となっていた香港や東南アジア諸国への輸出も鈍化の傾向を示し、開国以来最大の赤字幅を記録するという予想が強まっていた。『朝日新聞』1974年11月21日

- 36) 『朝日新聞』1975年1月22日
- 37) この会談で中国側は、輸出入不均衡問題について、「特定地域との貿易が常に均衡するということは望むべくもないにせよ、74年のような極端な事情は見過ごすわけには行かぬ」との見解を表明している。外務省行政文書「日中貿易混合委員会」1975年4月21日（駐中日本大使館発、タイプうち）
- 38) 「座談会 中国の石油開発」『通産ジャーナル』（1979年1月），p 56-57
- 39) この点に関連し、従来の研究では、中国の石油を日本の工業製品と結び付けて長期輸入するとの構想が、国交回復以前に稻山会長にすでに持たれていた点を強調し、そうした「稻山構想」に後の長期貿易取り決めの原点を見出す議論を展開している。例えば、添谷、前掲書，p 241。しかし、こうした議論は、長期取り決めの原型が後述する通産省の中国石油の長期輸入協定計画であることを見落としており、それゆえ、長期取り決めの締結に至る過程で通産省の果たした役割を軽視している。それに加え、国交正常化の時期において、中国の石油と日本のプラントを交換するという構想にもっていたのは、何も稻山に限るものではなく、むしろその具体化に最も熱意を示していたのは中曾根通産相であった。
- 40) 通商産業省編『通商産業政策史』第13巻（通商産業調査会，1991），p 42-43
- 41) 通商産業省『経済協力の現状と問題点』昭和49年版，p 192-193
- 42) 通商産業省『昭和50年代のエネルギー』（通商産業調査会，1975），p 13-14, p 73-75
- 43) 『日本経済新聞』1975年1月14日
- 44) 小津修二「中国原油の足音が聞こえる」『通産ジャーナル』（1976年3月），p 78-79
- 45) 中曾根通産相発言、衆議院商工委員会（1974年10月18日）
- 46) 石油連盟「中国原油の輸入について」『石油資料月報』（1975年11月），p 911-912, 『日本経済新聞』1974年7月2日
- 47) 「中国石油にどこまで頼れるか」『朝日ジャーナル』（1974年2月15日），p 16
- 48) 小津、前掲論文, pp 77
- 49) 通商産業省行政文書「中国原油の輸入について」1976年3月16日（資源エネルギー庁石油部、タイプうち）
- 50) 『日本経済新聞』1975年1月3日
- 51) 上田秀明・玉木功一「日ソ・シベリア開発協力」『経済と外交』（1974年6月），p 40-41チュメニ油田開発交渉の詳細な経緯については、Curtis, G. "The Tyumen Oil Development Project and Japanese Foreign Policy Decision-Making". Scalapino, R. ed. (1977) *The Foreign Policy of Modern Japan* (Berkeley: University of California Press), p 154-158
- 52) 『朝日新聞』1974年10月30日（夕刊）
- 53) 『朝日新聞』1974年11月2日（夕刊）
- 54) もちろんそこには、日ソ間のシベリア・極東資源開発、なかでもチュメニ石油の長期輸入計画が具体化し、さらに同石油パイプラインが中ソ国境沿いに敷設されることに対する中国の「政治的牽制」が働いている。ただ、対日原油輸出に対する中国の積極的姿勢は、チュメニ計画が事実上挫折した74年半ば以後も一貫しており、そのことは、外貨獲得およびそれによる経済建設への意思が原油輸出のより根源的な理由をなしていることを意味する。宮下忠雄・上野秀夫『中国経済の国際的展開』（ミネルヴァ書房，1975），p 222-223
- 55) Curtis, G., 前掲論文, p 170
- 56) 『日本経済新聞』1975年1月3日
- 57) その背景には、中国への急激な傾斜が日ソ経済協力のほかのプロジェクトに及ぼす影響への懸念が作用していたと考えられる。
- 58) 『朝日新聞』1975年1月22日
- 59) 『朝日新聞』1975年1月29日
- 60) 『日本経済新聞』1975年3月27日
- 61) 『朝日新聞』1975年8月2日
- 62) 通商産業省、前掲文書「中国原油の輸入について」
- 63) 『日本経済新聞』1975年3月27日
- 64) 『日本経済新聞』1975年9月10日（夕刊），1975年10月18日
- 65) 『日本経済新聞』1975年10月24日

- 66) 「日本経済新聞」1975年11月16日
- 67) 例えば、訪中団に参加した安居喜造東レ会長は、李先念副首相の発言を、貿易不均衡是正のための産業構造改革への要求と受け止めている。『日本経済新聞』1975年10月29日
- 68) 「李先念副総理との懇談要旨」経団連事務局「経団連訪中代表団報告」経団連(1976年2月), p 18
- 69) 「座談会：日中経済関係の未来」「日中経済協会会報」(1976年1月)
- 70) 「日本経済新聞」1975年11月16日
- 71) 「日本経済新聞」1975年11月18日
- 72) 「日本経済新聞」1975年11月19日
- 73) 「日本経済新聞」1975年11月20日
- 74) 「日本経済新聞」1976年1月9日
- 75) 石田正実石油連盟会長発言、参議院商工委員会(昭和50年12月16日)
- 76) 「日本経済新聞」1976年1月9日
- 77) 「日本経済新聞」1976年1月13日
- 78) 日中経済協会「拡大均衡の道を求めて」(1976年2月), p 15
- 79) 「日本経済新聞」1976年1月16日
- 80) 「座談会：経済協力と日本の課題」「月刊自由民主」(1976年1月), p 54
- 81) 「座談会：プラント輸出戦略の設計」「通産ジャーナル」(1976年4月), p 12
- 82) 通産省からは、小津修二石油部石油計画課長、佐藤素祥通商政策局北アジア課長が顧問として一行に参加している。
- 83) 「日本経済新聞」1976年1月23日
- 84) 「座談会：経済協力と日本の課題」「月刊自由民主」(1976年1月), p 50-51
- 85) 小津、前傾論文, p 80
- 86) 「日本経済新聞」1976年3月23日
- 87) 鳩倉民生「“政変”以後の日中貿易：足どり変わらぬ中国経済」「エコノミスト」(1976年6月1日), p 29
- 88) 李恩民、前掲書, p 144
- 89) 「日本経済新聞」1977年2月23日
- 90) 「日本経済新聞」1977年2月7日, 1977年2月21日
- 91) 「朝日新聞」1977年4月2日
- 92) 「日本経済新聞」1977年5月16日
- 93) 「日本経済新聞」1977年7月26日
- 94) 日中経済協会「日中長期貿易取り決め推進委員会」(1977年12月)
- 95) 「日本経済新聞」1977年11月15日, 1977年11月17日
- 96) 「日本経済新聞」1977年10月20日
- 97) 実際に、この時点ですでにアメリカから日本の対中輸出融資をけん制する声が出ていたことは注目に値する。『日本経済新聞』1977年10月20日
- 98) 「日本経済新聞」1977年12月1日
- 99) 「日本経済新聞」1977年12月13日
- 100) 「日本経済新聞」1978年2月3日, 現に、78年3月には、通産大臣の私的懇談会として関連業界を含んだ重質油対策懇談会が設置されている。日中長期貿易取り決めを契機とした通産省の重質油対策については、通産省資源エネルギー庁「石油業界の現況」(石油通信社, 1988), p 404-410を参照。
- 101) 丸山伸郎「長期取り決め後の日中貿易」「経済評論」(1978年7月), p 88
- 102) 日中経済協会「日中貿易安定拡大への道筋」(1978年4月), p 23
- 103) 矢野俊比古「日中長期貿易取決めの意義と問題点」「世界経済評論」(1978年5月), p 35
- 104) 通商産業省行政文書「日中長期貿易取り決めの概要」(通商政策局北アジア課, タイプ打ち, 昭和53年2月26日)
- 105) 「日本経済新聞」1978年2月26日
- 106) 通商産業省前掲行政文書、「日本経済新聞」1978年2月26日,
- 107) 「朝日新聞」1978年3月7日
- 108) 「日本経済新聞」1978年9月18日
- 109) 「日本経済新聞」1978年9月11日
- 110) 「日本経済新聞」1978年9月16日
- 111) 日中経済協会「日中貿易、新たな飛躍への課題」(1979年4月), p 444
- 112) 「日本経済新聞」1978年9月14日
- 113) 「日本経済新聞」1978年11月11日
- 114) 「日本経済新聞」1978年11月27日
- 115) この委員会について、通産省は当初からその存在が外部へ知られることを嫌がっていたといわれ

- る。『日本経済新聞』1978年11月10日
- 116) 「エコノミスト」(1978年11月7日), p 23-24
- 117) 日中経済協会 「中国経済発展10カ年計画の展望」(1979年4月), p 146
- 118) 『朝日新聞』1978年12月16日
- 119) 『朝日新聞』1978年12月6日
- 120) 『朝日新聞』1978年12月12日, 実際, このとき稻山会長の提案した「対中経済協力の指針」が政府次元で設けられるようになったのは79年9月, 対中政府借款の供与が具体的な政治日程に上がった後, 外務省の手によってのことであった。
- 121) 『日本経済新聞』1978年12月13日
- 122) ドル建て融資に中国側が当初要求した金利は, ユーロ調達金利に0.375%上乗せする条件であった。
- 123) 『日本経済新聞』1979年2月1日
- 124) 『日本経済新聞』1979年1月9日
- 125) 園田外相発言, 衆議院外務委員会(1978年10月13日)
- 126) 現に, 園田外相は, 78年12月末, ソ連との長期経済協力の基本方針を発表している。また, 大平首相も79年1月の施政方針演説で, 福田前首相より明らかに高いトンで, 対ソ外交重視の方針を表明している。『日本経済新聞』1978年12月31日, 草野厚「国際政治経済と日本」渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』(有斐閣, 1985), p 272
- 127) 中江要介・河合良一「日中経済交流の新時代」「エコノミスト」(1978年10月3日), p 83
- 128) 加えて, 稲山の盟友, 河本が新政権の発足とともに通産省から離れたことも見逃せない。
- 129) 田中直毅「戦後日本の経済外交: 史的総括と現状批判」『経済評論』(1978年7月), p 8-9, 山本満「日本の経済外交を考える」同, p 18
- 130) 須藤季夫「変動期の日本外交と東南アジア」日本政治学会編『危機の日本外交—70年代』(岩波書店, 1997), p 44-45
- 131) 稲田十一「発展途上国と日本」渡辺昭夫編『戦後日本の対外政策』(有斐閣, 1988), p 300-302
- 132) 凍結された契約額は後の大手商社筋の集計で合計5, 800億円の規模と確認された。
- 133) 『日本経済新聞』1979年3月1日
- 134) 柳谷外務省アジア局長発言, 衆議院外務委員会(1979年2月28日)
- 135) 『朝日新聞』1979年3月3日
- 136) 『日本経済新聞』1979年3月15日
- 137) 『朝日新聞』1979年3月16日
- 138) 『朝日新聞』1979年3月17日
- 139) 『日本経済新聞』1979年3月21日
- 140) 高木誠一郎「対日関係」「中国総覧」霞山会, 1982年版, p 140
- 141) 『朝日新聞』1979年4月28日
- 142) 国分良成「中国の対外経済政策決定の政治的構造: プラント契約中断決定の場合」岡部達味編『中國外交: 政策決定の構造』日本国際問題研究所, 1983年, p 156, 『日本経済新聞』1979年6月13日
- 143) 国分, 前掲論文, p 157
- 144) この時期, 中国内の経済調整過程については, 横田高「調整下の中国経済」「通産ジャーナル」(1980年11月), p 32-39
- 145) 『朝日新聞』1979年3月2日
- 146) 『日本経済新聞』1979年3月30日
- 147) 『日本経済新聞』1979年5月15日
- 148) 同年3月, 日本を訪問したブルメンソール米財務長官は金子蔵相との会談で, 輸銀開発融資の金利条件(年6.25%)が国際協定金利に比べ低すぎるのでないかとの不満を表出し, また覚書調印を直前に控えた5月11日には, 米輸出入銀行の副会長が当融資に対し金利に関する国際基準をごまかした低利ローンであると非難していた。『日本経済新聞』1979年4月5日, 5月13日
- 149) 外務省行政文書「園田一黄華外相会談」1979年2月7日(タイプうち), こうした問題提起は, 大平一鄧小平首脳会談においてもなされた。大平首相は次のように述べている。「……このように日中関係は順調に発展しており, フィーバー気味の感ずらするが, これを着実に発展させるためお願いしたいことがある。「四つの現代化」を実現するという貴国の政策の総括的な大綱についてお知らせ願いたい。個別のプロジェクトについては官民を通じて相談されているが, これらを包摂した大綱をお知らせ願い, 双方の政府が情報を良く浸透さ

せ置くことが望ましい。この点ご配慮願いたい。何故にかかる申し入れを行なうかといえば、結局のところ力を持っているのは両国の政府であり、政府が最終的に決断を下す場合が多いので、常に十分な情報を与えていただくようお願いする」外務省行政文書「大平総理と鄧副総理の会談記録」
1979年2月7日（タイプうち）

150) 外務省行政文書「園田一黄華外相会談」1979年2月7日（タイプうち）

151) この点に関連し、同年9月の谷牧副首相の訪日が外務省と同協会の招請で行なわれたことは注目すべきである。

152) 『朝日新聞』1979年12月7日

153) 辻和三郎（日本輸出入銀行総務部長）「日中金融協力の調印と今後の展望」『経済人』（1979年8月），p 39

154) 『朝日新聞』1979年6月1日

155) 『朝日新聞』1979年6月19日

156) 『日本経済新聞』1979年8月16日

157) とくにプラント契約保留問題が表面化した79年3月、中国の対日関係者から、日本政府の消極的な姿勢への不満とともに、「冷えている」日中関係の改善を図るために「首脳訪中を急ぐべきだ」との声が伝えられていた。しかし外務省は、「日中関係は正常に動いており、少なくとも政治上の問題は何もない」という判断のもとで、首脳の早期訪中の可能性を迂回的に否定している。『朝日新聞』1979年3月27日

158) 『毎日新聞』1979年5月21日（夕刊）

159) 『日本経済新聞』1979年8月28日

160) 『日本経済新聞』1979年8月29日（夕刊）

161) 志村嘉一郎「再び動き出した日中経済」『経済往来』（1979年11月），p 66-67，外務省行政文書「对中国資金協力政府調査団」1979年10月4日（中国発第1900号）

162) 『朝日新聞』1979年9月1日

163) 石炭および石油開発の案件については、「輸出入銀行からすでに20億ドルの融資があるので要請から除いた」との説明がなされた。外務省行政文書「対中資金協力調査団B」1979年10月3日（中国

発第1899号）

164) 外務省行政文書「对中国資金協力政府調査団（谷牧副総理への表敬）」1979年10月9日（中国発第1932号）

165) 外務省行政文書「对中国資金協力政府調査団B」1979年10月9日（中国発第1931号）

166) 外務省行政文書「对中国資金協力調査団B」1979年10月3日（中国発第1899号）

167) 『日本経済新聞』1978年2月5日

168) 吉田健三「歴代駐中国大使が語る日中25年史」『外交フォーラム』（1997年10月），p 122-123

169) 対中援助に対する国内的不安の根底には、中国が通常の援助対象国としてはなじみにくい異質の体制や軍事力をもっているという「中国異質論」とともに、中国の外貨事情からして果たして借款の返済ができるかとの疑念も存在していたという。『朝日新聞』1979年9月8日

170) 『朝日新聞』1979年9月8日

171) 松浦晃一郎『援助外交の最前線で考えたこと』（国際協力推進協会，1991），p 76-77

この点について、当時アメリカに対する説得作業に携わっていた松浦晃一郎は次のように回顧する。

「私が、丁度ワシントンの大使館に勤務していた頃、中国に対して援助すべきかどうかということが議論されました。当時外務省の中でも中国という社会主义国に対して援助することには、異論もありました。しかし、日本としては国交を正常化して経済交流を深め、中国との関係を増進し、その上で援助に踏み切るべきであるとの意見が多数を占め、これを推進することになりました。」

172) 谷牧副首相の訪日中の9月3日、訪ソしていた石田博英自民党議員は、シチコフ最高会議連邦会議議長との会談で、「対中借款は平和的なものであり、軍事的面に使われない」との旨を伝えている。

『日本経済新聞』1979年9月4日

173) この時期の大平首相と外務省の対ソ認識、およびアフガン事態以後の対ソ政策の転換については、大嶽秀夫『日本の防衛と国内政治』（三一書房，1983）の第11章と第13章に詳しい。

- 174) 中川淳司外『ODA大綱の政治経済学』(有斐閣, 1999), p 58
- 175) 当論文は外務省が野村綜合研究所に委託したもので、その要旨が『世界経済評論』1979年11月号に載せられている。
- 176) 外務省アジア局中国課「日中経済関係の長期展望(要旨)」「世界経済評論」(1979年11月), p 28-29
- 177) 外務省アジア局中国課, 前掲論文, p 30-32
- 178) 梁井新一「円借款問題で中国を訪れて: 積極的な中国側と日本の対応」「世界経済評論」(1980年1月), p 80
- 179) 梁井, 前掲論文, p 81-82
- 180) 通商産業省編『通商産業政策史』第13巻(通商産業調査会, 1991), p 327-330
- 181) 「座談会: 日中経済交流の展望」「経団連月報」(1979年1月), p 25-27
- 182) 『日本経済新聞』1979年11月4日, 『朝日新聞』1979年10月31日
- 183) 以下, 外務省行政文書「通産省小長経協部長との対中円借に関する懇談」1979年11月2日(手書きメモ)
- 184) 一方, 政府調査団の訪中直後に日中経済協会代表団を率いて中国を訪問, 同じく要請案件を検討して帰国した稻山会長は、「中国側は先に示した8大プロジェクトの分だけしか円借款を期待していないというわけではない。対象プロジェクトが増える希望はあると思う」との見方を示し, 河本と同様のスタンスをとっている。『日本経済新聞』1979年10月13日
- 185) 実際, 日本の援助供与総額に一般アンタイドが占める比重は, 77年の11.2%から78年の47.5%へ急上昇している。松井謙『経済協力—問われる日本の経済外交』(有斐閣, 1983), p 116
- 186) 外務省行政文書「对中国政府直接借款を一般アンタイドとすべき理由」1979年9月27日(経協1課, 手書き), 米国の反応については, 『日本経済新聞』1979年10月25日
- 187) 外務省行政文書「アジア局長主催日中経済関係各省連絡会(第7回)について」1979年10月29日(経協1課, 手書き)
- 188) 外務省行政文書「財務省ハフバウア一次官補代理との会談(通産省内藤課長)」1979年10月27日(米大使館発第6857号), 同「国務省ロンバーグ日本部長との会談(通産省内藤課長)」1979年10月27日(米大使館発第6859号)
- 189) 外務省行政文書「通産省小長経協部長との対中円借に関する懇談」1979年11月2日(手書きメモ)
- 190) 外務省行政文書「対中円借款を一般アンタイドとすべき理由(追加分)」1979年10月8日(経協1課, 手書き)
- 191) 外務省行政文書「对中国政府直接借款を一般アンタイドとすべき理由」1979年11月24日(経協1課, タイプうち)
- 192) 外務省行政文書「経協局長説明メモ」1979年11月19日(経協1課, 手書き)
- 193) 外務省行政文書「大臣記者懇談要旨」1979年11月29日(手書き)
- 194) 『朝日新聞』1979年11月30日
- 195) 外務省行政文書「対中円借款について考慮すべき諸点」1979年11月12日(経協1課, 手書き)
- 196) 外務省行政文書「対中円借款に関する総理・官房長官に対する説明」1979年11月30日(経協1課, 手書き)
- 197) 外務省, 前掲文書「対中円借款に関する総理・官房長官に対する説明」
- 198) この「原則としてアンタイ」を軸とし, 最終的に外務省より「原則として一般アンタイ」, 通産省より「原則としてアンタイ, 具体的にはプロジェクト毎に検討する」といった提案がなされたが, 大臣間の折衷を経て, 首相提案のままにすることとなった。外務省行政文書「対中円借款に関する総理発言要領の調達方式について」1979年12月1日(経協1課, 手書き)
- 199) 外務省行政文書「対中円借款に関する総理・官房長官に対する説明」1979年11月30日(経協1課, 手書き)ただし, 総額提示の部分については, その後, 大臣折衷で「6つの事業の総資金所要額は中国側の見積もりでは15億ドルと算定されるが」というように微調整が加われ, これが最終案となつた。外務省行政文書「題名なし(総理指示に対す

る大蔵省・通産省の反応)」1979年12月1日（手書き）

200) 外務省行政文書「大臣記者懇談要旨」1979年11月29日（手書き）